

三徳山三佛寺の開改帳（一）――年紀重複分の分析――

水 石 靖 子

目次

はじめに

一 延宝五年の三徳門前地詰帳（二二号）

二 元禄一四年の開改帳

（1）河村郡三徳門前開改帳（四号）

（2）河村郡三徳門前村開改帳（五号）

（3）小結

三 正徳五年の新開改帳

（1）河村郡門前村新開御改帳（六号）

（2）河村郡美徳山門前村新開御改帳（七号）

（3）小結

四 延享四年の新開改帳（以下次号）

五 寛政六年の開改帳

まとめ

はじめに

鳥取県のほぼ中央に位置している三徳山三佛寺^①（鳥取県東伯郡三朝町）は、国宝・投入堂という希有な建物をはじめ多数の文化財を所有している山岳寺院である。その縁起は古く慶雲三年（七〇六）に役行者が、麓より建物を放り投げたことから始まる^②。まさに岩窟に食い込むように建てられているのが投入堂である。この時、子守、勝手、蔵王の三所権現を安置したことを三徳山の開基としており、さらに慈覚大師円仁によって建立された諸堂宇には、釈迦、弥陀、大日の三尊が安置されて浄土院三徳山三佛寺を称していた^③。また、役行者の縁起にもみられるように古来より修験の場としても栄えた。今もなお、投入堂へ辿り着くまでは厳しい道のりであり、その途中に文殊堂、地藏堂、納経堂などの堂舎が点在している。まさに修験寺院として厳しい環境での宗教的営みを如実に示しているといえるだろう。

ところで、三佛寺が現在にみられるような堂舎をどのように維持してきたかについては、三佛寺所蔵の古文書・古記録などの史料がほとんど公刊されていないために明らかになっていない。しかし近年、三佛寺所蔵の史料整理が奈良文化財研究所により開始されたこともあり、所蔵史料の内容が徐々に明らかになりつつある。三佛寺所蔵の史料は、そのほとんどが江戸時代の古文書・古記録であり、現在六箱の木箱に収納し保管されている。この六箱には、それぞれ第一函から第六函の函号が付されている。そのうち第一函と第二函には冊子の文書記録が収められ、第三函以下には一通ものの文書が紙袋に入れられていたり、束ねられたりした状態で収められている。この第三函以下の文書については、現在なお整理調査中であるためその内容を知ることができない。しかし、第一函と第二函の冊子の文書記録については、整理が進み写真撮影がおこなわれ、奈良文化財研究所により現在目録が作成されつつある。本論文の執筆にあたっては、その奈良文化財研究所の調査成果に負うところが多い。

三佛寺文書第二函には、七九点の冊子が収められている。そのうち一号から三〇号までの目録が〔表1〕である（表は末尾にまとめて収録した）。その目録をみると三〇冊の冊子は、江戸時代の三徳山三佛寺の所領のすべてであった門前村、俵原村、井土村の三ヶ村に関する地詰帳、開改帳など所領関係帳簿であることがわかる。これらは、当時の三佛寺の所領を検討するうえで基本的な史料といえることができる。そこで、それらの地詰帳および開改帳を釈読し、内容を分析することにより、江戸時代には三徳山三佛寺の所領規模がいかなるものであり、その所領がどのように所在していたか、さらにどのように変遷したかなど、三佛寺が現在の堂舎を維持することを可能にした所領の状況が明らかになると考えられる。なお三一号以下は、ほとんどが勘定目録帳である。中世における所領については、『大日本史料』に収録されている壬生家文書を分析した小坂博之氏の「南北朝期における伯耆国美徳山領」、「伯耆美徳山領の存在形態」の研究が知られている。壬生家文書については、かつての釈文の検討を「壬生家文書の三徳山三佛寺関係文書について」でおこなった。

さて、先の地詰帳・開改帳を三佛寺の所領（門前村・俵原村・井土村）の年代順、村別に目録化したものが〔表2〕である。

まず、最も年紀の古い帳面が井土村の寛永一〇年（一六三三）の「地詰帳」である。さらに、延宝五年（一六七七）には門前村と俵原村の「地詰帳」が確認できる。つまり、寛永一〇年（一六三三）および延宝五年（一六七七）には先の三ヶ村で「地詰」が実施されたことがわかる。そして、その「地詰帳」記載の土地の広さが、各村における三佛寺の所領の基本であり、井土村の六町三反三畝二五歩半、門前村の一町一反四畝一九歩半、俵原村の一町三反一畝一〇歩の田畠地を合わせて、田積は八町七反九畝二五歩となる。

次に、各村で必ず確認できるものが「開改帳」、「新開改帳」¹⁰である。この二種類の帳面は、検地もしくは地詰などを

実施した後、新たに土地の拡大や開墾をおこなった土地を対象に改めて調査を実施し、その結果を書き記したものである。これらの帳面は、「表2」より一七点と確認でき、所領関係帳簿全体の半分以上を占めている。特に、門前村では元禄一四年（一七〇一）の開改帳をはじめとし一四点もの帳面が現存している。それに対し井土村では「新開改帳」は一冊のみで、「永荒改帳」・「日焼田帳」や「流場所改帳」といった帳面が確認できる。「永荒改帳」は長期間荒れ地になつていた田地で再度、耕作地として利用可能となつた土地を記したものである。また、「日焼田帳」は日照りによつて耕作が不可能となつた土地を記し、「流場所改帳」は洪水または何らかの水害によつて耕作不可能となつた土地を書き記したのだらう。これらを見る限り、井土村では開墾とは正反対の性格を有する帳面が多く確認できる。

このように三佛寺の経済基盤を担つていた所領関連の記録には、江戸時代三佛寺領であつた門前村、俵原村、井土村の地詰帳および開改帳が現存する。そこで、それらの「地詰帳」「開改帳」を分析することにより、江戸時代における三徳山三佛寺の所領の変遷を明らかにしたいと考えている。とくに門前村の開改帳は、三佛寺の所領が開墾によつて次第に拡大していくことが読みとれ、経済基盤の確立を如実に物語ると考えられる。そこで、本稿では門前村の地詰帳・開改帳の内容分析から、その拡大の跡づけを主眼とし、その基礎的作業として、同一年紀で複数冊ある開改帳の各冊子の性格付けをおこなふこととする。なお、三佛寺所領全体を考えるならば井土村にみられる川流などによる田積減少の様相についてもあわせて考えるべきであらう。しかし、今回は所領の拡大を顕著に示す門前村の分析にとどめ、それらの課題については後考を俟ちたい。

ところで、これら開改帳については、門前村分において表のとおり作成年紀が重複しているものが九点（元禄一四年〈四号・五号〉*、正徳五年〈六号・七号〉*、延享四年〈九号・一〇号・一二号〉*、寛政六年〈一四号・一五号〉*）ある〔表2〕。そして重複している帳面には、清書した基本台帳とみなせる帳面と共に、必ず一冊記載事項に修正・追記の付箋

や貼紙が数多く貼られたものが存在する（*表記は付箋・貼紙があるものを示す）。この付箋や貼紙は、各土地の品位、田積（面積）、名請人などの変化を物語る内容が記載されており、その帳面の性格を知るうえで貴重なものであり、田畠の様相の変遷を詳細に示している。

ところが現状では、付箋や貼紙の多くは糊離れしており、釈読作業の前にそれらの元位置の確認と判読をおこなった。その作業をふまえたうえ、本稿では同一年紀で複数冊ある開改帳を年代の古いものから分析をおこなっていく。さらに、帳面に付された付箋および貼紙の意味や同一年紀で重複する帳面が作成される理由を考えていきたい。しかし、地詰帳や開改帳の内容を分析するにあたり、表を多数作成し記述することになった。そのため、今回は延宝五年の地詰帳、元禄一四年の開改帳二冊、正徳五年の新開改帳二冊の分について分析したものを収録し、延享四年の新開改帳以下については、次号に収録することとする。

なお、本稿で扱う付箋および貼紙の分別基準は以下のとおりである。付されている紙の大きさと糊付け状態で判断をおこない、全体的に小さい紙は部分貼り（一部分のみ貼付け）であることから付箋とし、一方大きい紙はべた貼り（全体が貼り付け）であったので貼紙とした。

一 延宝五年の三徳門前地詰帳（二号）

重複する開改帳の分析に入る前に、まず門前村における基本台帳である延宝五年（一六七七）の三徳門前地詰帳の記載内容を整理する。

二号の門前地詰帳は、表紙に「延宝五年 河村郡三徳門前地詰帳 巳ノ九月吉日」とあり、表紙見返には「年行事判本帳村方に有」とみえる。本文の記載は次のとおりである。ここでは書出部分の一丁目表を取りあげた。なお、下辺

68 の田嶋ごとの通し番号は、分析の参考のために付したものである。

合谷古屋敷

(通し番号)

一、中田

拾貳間
貳間半

壹畝

弥右衛門

一番

同

一、中田

貳拾貳間
六間

四畝拾貳歩

同人

二番

同むかい

一、下田

拾間
壹間

拾歩

同人

三番

同

一、下田

拾貳間
貳間

廿四歩

同人

四番

同

一、下田

貳拾間
壹間半

壹畝

同人

五番

この内容を記載の項目にしたがい表としたものが〔表3〕である。その表について説明しておく。表の項目は史料の記載内容に沿って、土地の所在地を示す字名、品位、田積（縦×横の長さ）、名請人名の順番で設けた。それ以外の項目は、本稿で分析をおこなうにあたり設けた項目である。そのうち左端欄の数字は、門前村の土地に関する地詰帳一冊（二号）、開改帳七冊（四・五・一三・一四・一六・一八・二〇号）、新開改帳七冊（六・七・八・九・一〇・一二・一五号）の合計一五冊に記載されているすべての土地に対して、冊子記載の順序にしたがって一筆ごとに付した通し番号であり、全部で六二九番までであった。以下の記述や史料引用において、漢数字で何番と表記しているのはこの通し番号である。また右端欄の帳面別番号は、各帳面に記されている土地に対して、その帳面の記載順番に沿って一筆ごとに通し番号を付したものである。なお、帳面には石高が記載されているもの、付箋または貼紙の付されているものもあり、その場合には、各表に石高や付箋番号の項目を設けた。さらに、史料の記載項目に沿って作成した〔表3〕の数値を田地の品位、田畠別にまとめた〔表4〕と〔表9〕を作成した。

以上、本稿において作成した表には、史料の記載項目にしたがい作成した表〔表3〕と、それらに記してある数値を項目ごとにまとめた表〔表4〕と〔表9〕の二種類の表があり、これらを用いて分析をすすめていくこととする。以下、内容の分析については、文末の表および地籍図を参照されたい。

地詰帳に記載の田畠地は、一番から一〇七番まであり、一筆ごとの土地について①所在地を示す字名、②品位、③田積（縦×横の長さ）、④名請人名の順で記されている。またこの地詰帳では、田地と畠地に分けて記されており、田地に関しては中田、下田、下々田といった土地の品位の記載がみられた。なお田地の記されている順番は、所在地を示す字名ごとにまとめられていることがわかる〔表3〕。さらに、この帳面に記されている字名を門前村地籍図（九四頁）で確認をおこなった。以下、字名の下に参考として地籍図番号を付した。その地籍図から確認できる字名は、一番〜一

五番「合谷（地籍図57番・60番）」^{〔1〕}、一九番「古屋敷（地籍図12番）」、二二番〜二四番「赤坂（地籍図13番）」、四〇番〜四六番「さ、わら／笹原（地籍図21番）」、四七番〜五〇番「うぐいす谷／鶯谷（地籍図24番）」、五二番〜五五番、六八番・六九番「みやうけん／妙見（地籍図30番）」、七〇番〜七二番「本田（地籍図29番）」であった。そして、地誌帳に記載の田畠地の総田積は、一町一反四畝一九步半であり、石高は一二石八斗八升二合である。石高に関しては、一筆ごとの土地に対して記されてはいなかったものの、帳面に総計の記載がみられた〔表4〕。

以下、田地の品位別（中田、下田、下々田）の順番に、それぞれの土地状況をみていきたい。

まず中田の土地数は、一七筆（一・二・九・一〇・一一・一二・一三・一四・一三・一四・一三・一五・一六・一四・一五・四六・五三・六五番）であり、所在地の字名数は六ヶ所である。中田にみられる字名を地籍図で確認したところ、一番・二番・九番〜一四番「合谷（地籍図57番・60番）」、四一番・四五番・四六番「さ、わら／笹原（地籍図21番）」、五三番「みやうけん／妙見（地籍図30番）」であった。また、田積は二反九畝二八步半、石高は四石四斗九升三合である〔表5〕。名請人は「市左衛門」、「市郎兵衛」、「助右衛門」、「惣左衛門」、「平右衛門」、「弥右衛門」、「理兵衛」の七名であるとわかる〔表10〕。このうち、「平右衛門」は九畝二三歩と最大田積を有する者であり、彼の所有している田地の所在地はすべて「家廻り」である。この「平右衛門」については、後述する。また、中田の所有者で畠地（屋敷地）を所有していない「市左衛門」、「理兵衛」については、門前村外居住の上層農民であろう。

次に下田の土地数は、二六筆（三・四・五・六・七・一五・二一・二二・二三・二六・二七・二八・二九・三〇・三一・三二・三七・三八・四一・四二・四三・四四・四九・五〇・五二・五五・七一）であり、所在地の字名数は一三ヶ所である。地籍図にみられる下田の字名は、次のとおりであった。三番〜七番・一五番「合谷（地籍図57番・60番）」、二二番〜二三番「赤坂（地籍図13番）」、三二番「みつぼう／密坊（地籍図50番）」、四二番〜四四番「さ、わら

／笹原（地籍図21番）、四九番・五〇番「うぐいす谷／鶯谷（地籍図24番）」五二番・五五番「みやうけん／妙見（地籍図30番）」、七一番「本田（地籍図29番）」このうち、「赤坂」、「鶯谷」、「密坊」、「本田」の四ヶ所が新たにみられる字名である。そして、田積は二反九畝二歩半、石高は三石八斗六升三合であった〔表6〕。名請人は九名であり、中田の名請人七名と比較すると「一郎兵衛」と「善右衛門」の二名が新たな名請人といえる〔表10〕。

最後の下々田の土地数は、四五筆（八・一六・一七・一八・一九・二〇・二四・二五・三九・四〇・四七・四八・五一・五四・五六・五七・五八・五九・六〇・六一・六二・六三・六四・六六・六七・六八・六九・七〇・七二・七三・七四・七五・七六・七七・七八・七九・八〇・八一・八二・八三・八四・八五・八六・八七・八八番）であり、所在地の字名数は二〇ヶ所である。このうち地籍図で確認できた字名は、八番「合谷（地籍図57番・60番）」、一六番「一八番「吉原古屋敷（地籍図20番）」、一九番「古屋敷（地籍図12番）」、二〇番「だん原／段原（地籍図8・11番）」、二四番「赤坂（地籍図13番）」、四〇番「さ、わら／笹原（地籍図21番）」、四七番・四八番「うぐいす谷／鶯谷（地籍図24番）」、五四番・六八番・六九番「みやうけん／妙見（地籍図30番）」、七〇番・七二番「本田（地籍図29番）」、八八番「木地屋敷（地籍図6番）」であった。そのうち「吉原木地屋敷」「段原」、「木地屋敷」の四ヶ所が新たにみられた字名である。田積は三反五畝一四歩半、石高は三石九斗三合であった〔表7〕。名請人は二名であり、中田、下田でみられた名請人と比較すると「加右衛門」、「加兵衛」、「勘右衛門」、「吉兵衛」、「仁右衛門」、「長左衛門」の六名が新たな名請人としてみられる〔表10〕。

田地においては、土地数が八八筆（一番～八八番）であり、所在地の字名数は三九ヶ所である。田積の総合計は九反五畝四歩半、石高は一二石二斗五升九合であった〔表8〕。そのうち下々田の田積が三反五畝一四歩半と最大であるが、石高は三石九斗三合と最少であった。一方、中田は土地数が六ヶ所と少なく田積が二反九畝二八歩半と最少の総田積で

あるものの、石高は四石四斗九升三合と最大である。これは、中田の年貢率が一反に付き一石五斗であり、下田の一石三斗や下々田の一石一斗と比べても高いことより明らかである。また、地籍図より確認できた字名は、中田、下田、下々田と品位が下位になるほど、三佛寺の所在する「美德（地籍図49番）」からみて東側に分布しているといえる。そして、田地における名請人は「市左衛門」、「市郎兵衛」、「助右衛門」、「惣左衛門」、「平右衛門」、「弥右衛門」、「理兵衛」、「二郎兵衛」、「善右衛門」、「加右衛門」、「加兵衛」、「勘右衛門」、「吉兵衛」、「仁右衛門」、「長左衛門」の一五名であった〔表10〕。

以上、田地の状況をふまえたうえで畠地をみていきたい。土地数は一九筆（八九番〜一〇七番）であり、所在地の字名は畠地においてはすべての土地が「屋敷」と表記されていた。すなわち、畠地扱いとなっても、実体は宅地であったのである。その畠積は一反九畝一五歩、石高は七斗八升であった〔表9〕。名請人は一九名であり「喜兵衛」、「久三郎」、「五兵衛」、「三右衛門」、「多兵衛」、「忠三郎」、「八郎兵衛」、「与三右衛門」、「利兵衛」の九名が畠地においてみられた。しかし、この九名は畠地を所有していても門前村内の田地は所有していなかった。その九名を除いた残りの一〇名は、田地においても名前が確認でき、そのうち「市郎兵衛」、「助右衛門」、「惣左衛門」、「平右衛門」、「弥右衛門」の五名は中田の所有者であり、門前村において有力者であったと考えられる〔表10〕。

ところで「平右衛門」という人物についてここで再度ふれておきたい。平右衛門は、中田だけでなくすべての田地において最大の土地を有する名請人である。その所有する総田積は三反二畝二七歩半であり、田地および畠地の両方を所有していた。また、これ以後の帳面では「津村 平右衛門」や「平右衛門預り」との記載もみられる。これより平右衛門は、名請人の中でも上位の有力者であったといえる。その詳細については不明であるが、庄屋もしくはそれより地位の高い人物であったとも考えられる。この平右衛門を含めた先にあげた五名は、田地の中でも中田という恵まれた土地

と畠地の両方を所有しており、名請人の中でも上位の有力者であったといえよう。次に、品位は関係なく田地および畠地を所有している一〇名、そして畠地のみを所有する九名が存在しているとわかる〔表10〕。この畠地のみを所有する者は、門前村内に宅地があり他地に田地を所有している可能性があるだろう。また、その逆で門前村内に田地を有するものの、畠地は有さず他地に宅地を所有している者も存在すると思われる。

このうち畠地のみを所有している「喜兵衛（喜兵へ）」は、元禄一四年（一七〇一）には田地を所有している。これは、喜兵衛が延宝五年（一六七七）時点では門前村の畠地のみを所有していたが、その後、同村の田地を所有できた結果であると思われる。

なお、本帳面の末尾には次の記載がある。

延宝五年

久原村大庄や

吉右衛門

判

巳ノ九月日

片柴村中庄や

三郎右衛門

判

布川村宗旨庄や

善右衛門

判

坂本村組頭庄や

善兵衛

高橋村庄や

五兵衛

この署名より、同じ河村郡内の村庄屋が地誌帳作成に関与していたことがわかる。

ここで、延宝五年の地誌帳のまとめをしておきたい。

まず、田地は一筆ごとに①所在地を示す字名、②品位、③田積（縦×横の長さ）、④名請人名の順で記されていた。また、田地と畠地に分けて記されており、田地は中田、下田、下々田といった土地の品位での記載がみられた。その土地は、所在地を示す字名ごとにまとめられていた。その字名は、品位が下がるほど三佛寺の所在する「美徳（地籍図49番）」からみて東側に多く位置する傾向にある。

次に、畠地は全ての土地が屋敷と表記されていた。しかし、畠地として扱われていても、その実体は宅地であったと考えられる。そして、田畠地の名請人名から①中田と畠地の両方を所有する者。②品位は関係なく田地および畠地を所有する者。③畠地のみ所有する者。④田地のみ所有する者。といった四つに分類できる。このうち①に属する人物は、門前村内において地位が高いといえる。また、③の該当者は門前村に宅地を所有するもの、田地は他地に有している可能性があると考えられよう。④は逆に村外に居住していながら、門前村内に耕作地を所有しており、門前村とその周辺の村々との従来の関係を物語っているといえよう。そして、本帳の末尾部分の署名からわかるとおり、地誌帳を作成した際に門前村以外の他村の人間が関わっていたといえる。

以上、門前村の基本台帳である延宝五年の地誌帳について述べてきた。これらをふまえて、作成年紀の重複している開改帳について詳細にみていくこととする。

二 元禄一四年の開改帳

元禄一四年（一七〇一）の開改帳は、河村郡三徳門前開改帳（四号）、河村郡三徳門前村開改帳（五号）の二冊があ

る。以下、順を追って分析する。

（1）河村郡三徳門前開改帳（四号）

まず、元禄一四年の開改帳をみていきたい。四号の門前開改帳は、表紙に「元禄十四年河村郡三徳門前開改帳 巳ノ六月日」とあり、本文の記載様式は次のとおりである。なお、ここでは最初の一丁目表部分を取りあげた。

梅木之段			
一、下々田	式畝	長右衛門	一〇八番 (通し番号)
やしきの内			
一、下々田	十五歩	同人	一〇九番
道ノ下			
一、下々田	六歩	同人	一一〇番
道ノ下			
一、下々田	三歩	七右衛門	一一一番
道ノ下			
一、下々田	三歩	善兵衛	一一二番

この全体の記載内容を表にしたものが〔表11〕である。その土地数は三二筆（一〇八番～一三八番）であり、所在地の字名数が一八ヶ所であった。内容の記載順は一筆ごとの土地に対して①所在地を示す字名、②品位、③田積、④名請人名の順番で記されている。右に取りあげた本文の一筆目（一〇八番）を具体例にあげると次のとおりである。

梅木之段^①

一、下々田^②

式畝^③

長右衛門^④

（通し番号）

一〇八番

この場合、①所在地の字名は梅木之段、②品位は下々田、③田積は式畝、④名請人は長右衛門であるとわかる。二筆目（一〇九番）以降も、記載内容の形式は①から④の順番に記してあり同様である〔表11〕。では、記載方法はどうかであったのか。それを物語るものが左にあげた本文記載の二丁目裏部分である。

蛇谷

一、下々田

十五歩

左兵衛

（通し番号）

一一三番

尾谷

一、下々田

六歩

加兵衛

一一四番

同所

一、下々田

六歩

仁助

一一五番

延宝七未年十月日

梅木之段

一、下々田

壹畝

長右衛門

一一六番

この二丁目裏の三筆目（一二五番）と四筆目（一二六番）の間に「延宝七未年十月日」という日付の記載がみられる。この日付は「延宝七未年十月日」を境目として、それ以前の一〇八番から一二五番までの一八筆は、延宝七年（一六七九）の土地調査により新たに開墾されたことが確認された土地であることを示している。そして「延宝七未年十月日」の記載以降の一、二六番から一三八番までの一三筆は、元禄一四年の土地調査によって新たに開墾が確認され、登録のおこなわれた土地といえるだろう。よって、四号の記載内容は延宝七年と元禄一四年の土地調査結果を年代別にとりまとめて記載してあるといえる。また、記載されている所在地の字名は、地籍図で確認をおこなったところ三佛寺に近い場所から遠方にむかって記されている傾向にあった。これは、地籍図で確認できる字名のうち延宝七年に開墾されたことが確認された土地である一〇八番～一二五番の字名には、三佛寺（美徳）（地籍図49番）に比較的近い一一五番の「妙見（地籍図30番）」、一一六番の「篠原（地籍図21番）」¹³、次いで一二〇番の「蛇谷（地籍図5番）」、一一一番の「清水（地籍図15番）」がみられる。そして、最後には三佛寺からみて東端にあたる一二四番の「尾谷（地籍図3番）」が確認でき、通し番号順に三佛寺から見て東側へ向かって記載されているとわかる。一方、元禄一四年の一二六番～一三八番の字名をみると「下段原（地籍図11番）」、「清水（地籍図15番）」、「蛇谷（地籍図5番）」、「栃木坂（地籍図7番）」、「上段ノ原（地籍図8番）」と三佛寺からみてほぼ東方の村境に位置する字名であるとわかる。また、三佛寺か

らみて西方にあたる一三七番・一三八番の「馬場（地籍図69番）」がみえる。この字名からみると、田地の記載順は三佛寺を起点として、まず三佛寺から東側へ向かっており、最後に三佛寺からみて西端の土地の字名が記してあるといえるだろう。

また、「表11」の項目ごと総計をとりまとめたものが「表12」である。その田積は四反三畝一九歩、石高は四石八斗であり、名請人は一三名であった。「表12」の石高と物成の項目は、四号の門前村開改帳の末尾に帳面全体の石高と物成の総計の数値が記載されており、それを追加したものである。

なお、表紙見返部分には「年行事（黒円印「浄土／院」）」と年行事の捺印があり、裏表紙部分にも「（黒円印「浄土／院」）」と捺印の確認ができた。そして、裏表紙見返部分に「村方別帳渡置」との記載もみられ、この内容の帳面が複数冊作成されて、それぞれ寺側、村方側などで管理されたと考えられる。

(2) 河村郡三徳門前村開改帳 (五号)

次に五号の開改帳をみていきたい。五号の門前村開改帳は、表紙には「(朱書)延宝五年より式十五年成」元禄十四年「河村郡三徳門前開改帳 巳ノ六月日」とあり、本文の記載書式は次のとおりである。なお、ここでは先の四号同様、最初の一丁目表部分を取りあげたが、この帳面には多くの付箋や貼紙が付されている。

梅木ノ段

一、下々田

式畝

長右衛門

(貼紙B)

壹 合谷

内 壹畝 清兵衛

(通し番号)

一三九番

同所

一、下々田

壹畝

同人

壹畝 中□寺

道ノ下

一、下々田

三歩

（貼紙 A）
次兵衛二入 七右衛門

二 六左衛門

一四〇番

やしきノ内

一、下々田

拾五歩

（貼紙 C）
善兵衛二入 長右衛門

三 定右衛門

一四一番

四 定右衛門

一四二番

これらの記載内容を表にしたものが「表13」である。その土地数は三一筆（一三九番〜一六九番）であり、所在地の字名数が一八ヶ所であった。一筆ごとの土地に対して①所在地の字名、②品位、③田積、④名請人名の順番で記されているのは、四号と同様である。この記載形式は、五号内において共通であった。また、「表13」の項目ごとに総計をとりまとめたものが「表14」である。その田積は四反三畝一九歩、石高は四石八斗であり、名請人は一三名であった。これより、五号の記載内容は同年代に作成された四号と同じく、土地数、所在地の字名数、田積、石高、名請人数が同一とわかる。では、土地の記載方法はどうかであったのか。ここで記載内容が同一である四号と比較をおこなったところ、土地の記載順は異なっていた「表15」。五号の場合、延宝七年と元禄一四年の土地調査の結果を字名ごとにまとめ直しているといつてよいだろう「表14」。その五号に記載されている土地の字名を四号と同じように地籍図で確認をおこ

なったところ、三佛寺（「美德」（地籍図49番））に比較的近い一四七番の「妙見（地籍図30番）」、一四八番の「篠原（地籍図21番）」がみられる。次いで、「下段原（地籍図11番）」、「清水（地籍図15番）」、「蛇谷（地籍図5番）」、「栃木坂（地籍図7番）」、「上段ノ原（地籍図8番）」とみえ三佛寺からみて東端である一六六番・一六七番の「尾谷（地籍図3番）」があり、最後に三佛寺からみて西端にあたる一六八番・一六九番の「馬場（地籍図69番）」がみられる。これより、まず三佛寺を起点として東側へ向かい、最後に三佛寺の西端の土地が記されているとわかるが、この傾向は四号と同じである。

よって、五号の帳面は四号と記載内容が同一であっても、その記載方法は異なっており、五号の場合は、延宝七年分と元禄一四年分を土地の所在地を示す字名ごとにとりまとめ直しているといえる。

ところで、最初にあげた本文の一丁目表部分の記載より五号には多くの貼紙が付されていることがみえる。この貼紙は、まず（貼紙B）のごとく①番号の記載があるもの。次に（貼紙A・C）のごとく②番号の記載がないもの。以上、二種類に分類できる。では、これらの貼紙の意味について考えていくこととする。

まず、①の貼紙には番号が付されており、その番号は通し番号で一から三までの順番で付されている。これらの貼紙の付されていた場所の確認をおこなったところ、この貼紙は帳面に記されている一筆ごとの土地に対して付されており、五号の帳面別番号と同一であることがわかる（表15）。よって、①の貼紙に付されている番号は、五号内の帳面に記されている一筆ごとの土地に対応して付された番号であると考えられる。しかし、この貼紙がいつの時点で付されたのかは、現在のところ判明していない。ただし、（貼紙B）のごとく、土地の面積が分割されている点や名請人名が帳面の記載内容と異なる点があげられる。これより、ある時点で一斉に土地の確認をおこなった際に付されたものであると考えられよう。

次に、②のような性格をもつ貼紙には「寛延四年ニ与左衛門二人」、「天明四年二月日下々田拾歩 辰とし 為右衛門入」といったものがみられる。この貼紙には、「寛延四年」や「天明四年二月日」という年号が記載されていた。その年号が、寛延四年／宝暦元年（一七五二）や天明四年（一七八四）であることから、五号の作成された元禄一四年以降に付されたものと考えられる。

なお、表紙部分に朱書で『延宝五年より式十五年成』とあり、無印であった。すなわち、五号の帳面は、延宝五年（一六七七）より二五年後の元禄一四年に作成された帳面であるといえる。また、四号の記載内容を基に所在地を示す字名ごとにまとめられて作成され、後年において土地を管理する際に用いられたものであろう。

（3）小結

元禄一四年の帳面である四号と五号の関係についてまとめていく。

まず、四号は一筆ごとの土地について①所在地を示す字名、②品位、③田積、④名請人名が記されている。その土地の記載は、延宝七年（一六七九）と元禄一四年（一七〇一）の土地調査が実施された年代別にとりまとめられていた。また、帳面内に付箋や貼紙が付されておらず、表紙見返部分には「年行事」と署名があり、当時年行事であった「浄土院」と黒田印が捺されている。裏表紙にも同様の「浄土院」の黒田印が捺されており、裏表紙見返部分に「村方別帳置」との記載もみられた。このことより、寺側に留められた正本と考えられる。

五号の記載内容は四号と同一であった。ところが、その土地の記載方法は異なっており、所在地を示す字名ごとにとりまとめられていた。また、多くの貼紙が付されており、①番号の記載があるもの。②番号の記載がないもの。といった二種類に分類できる。まず、①の貼紙は一から三一までの通し番号が付されていた。この付箋番号は、帳面に記され

ている一筆ごとの土地に対して付されており、五号の帳面別番号と同一であった。次に、②の貼紙は「寛延四年ニ与左衛門ニ入」、「天明四年二月日下々田拾歩 辰とし 為右衛門入」とみられた。その貼紙に記してある「寛延四年」や「天明四年二月日」といった年紀は、それぞれ寛延四年／宝暦元年（一七五一）や天明四年（一七八四）であることから、五号の帳面が作成された元禄一四年以降に付されたものと考えられる。

なお、表紙部分に朱書で『延宝五年より式十五年成』とあり、本文中には多くの貼紙がみられ無印であった。これより、五号の帳面は延宝五年より二五年後の元禄一四年に作成されたものといえる。また、延宝五年には門前村の基本台帳である地詰帳が作成され、さらに何らかの理由により元禄一四年にいたり門前村においてそのときまでの開墾地の確認作業がなされたと考えられよう。そして、四号の帳面を基に土地の字名ごとにとりまとめられて作成された五号の帳面は、後年において三佛寺が所領である土地を管理する際に用いられたものと考えられる。

三 正徳五年の新開改帳

さて、正徳五年（一七一五）の新開改帳は、河村郡門前村新開御改帳（六号）、河村郡美徳山門前村新開御改帳（七号）の二冊があり、ともに新開改帳とある。以下、順番に分析をすすめていくこととする。

（一）河村郡門前村新開御改帳（六号）

まず、正徳五年（一七一五）の新開改帳をみていきたい。六号の門前村新開御改帳は、表紙に「正徳五年 河村郡門前村新開御改帳 未ノ三月日」とあり、本文の記載は次のとおりである。なお、ここでは最初の二丁目表部分を取りあげた。この帳面には、付箋や貼紙が付されていないかった。

	まんば			(通し番号)
	一、印田	七畝拾歩	五次郎兵衛	一七〇番
	同所			
	一、印田	壹畝十八歩	七右衛門後家	一七一番
	やしきノ内			
	一、印田	九畝十一歩	長右衛門	一七二番
	いゑの上			
	一、印田	三畝十四歩	同人	一七三番
	郡さか			
	一、印田	十四歩	七右衛門後家	一七四番

この記載内容を表にしたものが〔表16〕である。土地数は七〇筆（一七〇番～二三九番）であり、所在地数が四一ヶ所であった。内容の記載順番は、元禄一四年の開改帳と同様に一筆ごとの土地に対して①所在地を示す字名、②品位、③田積、④名請人名の順番で記されている。この記載形式は、六号内においてはすべて共通であった。また②の品位はすべて印田であり、下々田より下位の土地を示している。では、土地の記載方法はどうであったろうか。これは、ほぼ①の所在地を示す字名ごとにとまとめられているといえる〔表16〕。その記載されている土地の字名を地籍図で確認した

ところ二〇ヶ所であった。そのうち、一八四番「多び谷／海老谷（地籍図45番）」、一八五番「一八七番「三徳谷（地籍図42番）」、一八八番「むまあらいぶち／馬洗淵（地籍図43番）」、一八九番「中はた／中畑（地籍図41番）」、一九九番「かんだひ／神代（地籍図35番）」の五ヶ所は、六号で新たに確認のできる字名である。また、「表16」の項目ごとに総計をとりまとめたものが「表17」である。その田積は二町一反四畝二八歩、石高は一七石一斗九升五合であり、名請人も二一名と多い「表17」。このうち二号の「加兵衛」、「喜兵衛」、「吉兵衛」、「理兵衛」と四・五号の「作兵衛」、「二郎兵衛」、「仁助」、「長右衛門」、「七右衛門後家」の九名は、六号においても確認できた名請人である。ところが、これら同名の名請人であっても、二号や四・五号の帳面が作成されてから年数が経っているため本人でない可能性もある。しかし本人でない場合であっても、代々家長が名乗る名前をそのまま帳面に登録したと考えられよう。その他二二名は六号で新たにみられる名請人であった。

このように、元禄一四年の開改帳と比較しても六号の新開改帳は、土地数、所在地の字名数、田積、石高、名請人の増加が著しいといえる。

なお、記載内容には黒円印が捺されていないものの、表紙見返部分に「年行事判 本帳村方に有」と「年行事判」があった。また、差出部分には「組頭片柴村 岩本善治郎 印書判／東小鹿村庄や 弥次兵衛 印書判／高橋村 亦兵衛 印書判」と記載がみられる。この三ヶ村は、二号の地誌帳の署名でも確認できる。つまり、門前村以外の村役人の署名があることから、他村の人間が本帳の作成に関わっていたといえる。そして、この同内容の帳面が複数作成され、そのうち六号は寺側で管理したものと考えられよう。

（2）河村郡美徳山門前村新開御改帳（七号）

次に七号の新開改帳をみていくこととする。七号の門前村新開御改帳は、表紙に「正徳五年未ノ三月日改古帳面之写
河村郡美徳山門前村新開御改帳 文化二年丑ノ十一月日改之六冊之内 式番」とあり、本文の記載は次のとおりであ
る。なお、ここでは先の六号同様、最初の一丁目表部分を取りあげた。七号の帳面には、付箋や貼紙が多く貼られてい
る。

家まへ

一、印田

壹畝

高八升

甚右衛門

（通し番号）
二四〇番

同所

一、印田

四畝廿九歩半

同三斗九升九合

（貼紙）

十壹番

八畝廿九歩内

右之内

二四一番

家上

一、印田

四畝七歩

同三斗三升九合

十式番

二四二番

くようの坂

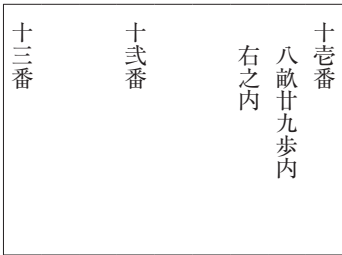
一、印田

三歩

同八合

十三番

二四三番



畝数合 壹反九歩半

高合八斗式升六合

この記載内容を表にしたものが〔表18〕である。土地数は九〇筆（二四〇番～三三一番）であり、所在地数が四八ヶ所であった。内容の記載順番は、一筆ごとの土地に対して①所在地を示す字名、②品位、③田積、④石高、⑤名請人名の順番で記されている。この記載形式は、七号内においてすべて共通であった。また、〔表18〕の項目ごとに総計をとりまとめたものが〔表19〕である。田積は二町一反四畝二八歩、石高は空白分もあり実数は不明であった。しかし、七号の新開改帳の末尾に帳面全体の石高は一七石一斗九升五合と記載されている。なお、田積については再度、ふれることとする。また、名請人も三〇名と多いとわかる〔表19〕。このうち二号でみられた「市左衛門」、四・五号でみられた「五次兵衛」の二名は七号においても名前があたり、確認できた名請人である。しかし、七号の帳面は二号や四・五号の帳面が作成されてから年数が経っているため、この名請人については六号と同様に同名であっても、同一人物でない可能性もある。その他、二八名は七号で新たにみられる名請人であった。では、土地の記載方法はどうかであったのか。先にあげた本文の記載のとおり、名請人の甚右衛門分が集められている。そのことからわかるように、名請人別に田積と石高の合計が記載されていることに気が付く。この記載方法は、これ以下も同様であり、七号では名請人ごとにまとめられた開改帳であるとわかる〔表18〕。また、作成年代の同じ六号と同様、元禄一四年の開改帳と比較しても土地数、所在地の字名数、田積、石高、名請人の増加は著しいといえる。

さらに、七号では先の六号の記載内容にはみられなかった石高が記されており、名請人別にまとめられている。すなわち、六号と七号は記されている田地はすべて共通であるが、名請人名や記載方法が異なったものであるといえる。そ

して、七号は付箋や貼紙が多く付されている。この付箋には、一部を除いたすべてに番号が記載してあり、中には田積を記されているものもみられた。では、この付箋に記載してある番号とはどういったものであるのか考えていきたい。

まず、付箋番号をみると番号の配列が順序不同であることに気が付く〔表18〕。そこで、この付箋番号を1番から番号順に並び替えた表を作成した〔表20〕。この〔表20〕と六号の〔表18〕の帳面別番号とを比べたものが〔表21〕である。〔表21〕をみると、七号の付箋に記載されている番号は、六号の帳面別番号である1番から70番とほぼすべて対応するとわかる。しかし、欠番や重複番号がみられることから、七号の付箋番号は必ずしも1番から70番まですべて存在しているとはいえない。ではなぜ、欠番や重複番号がみられるのであろうか。

まず、田積と欠番との関係についてふれておきたい。七号の総田積は計算上、二町六畝二一歩半となり、六号の総田積二町一反四畝二八歩と比較すると八畝六歩半の不足が生じている〔表21〕。この不足分の田積について、〔表21（Ⅰ）（Ⅳ）〕を用いて考えていきたい。さて、不足分の田積であるが、先に六号の帳面と比較した際、七号の帳面において一筆だけ対応しなかった土地があった。それが二六八番の土地であり、その田積は八畝六歩半である〔表21（Ⅰ）〕。この八畝六歩半という田積は、七号の総計田積での不足分の田積と同一である。ところが、二六八番には付箋番号が記されており、備考欄に「永川 午ノ流荒物成二引」とあるのごとく、七号の帳面が作成された時点において耕作地としては、機能していなかった土地であると考えられる〔表21（Ⅰ）〕。また、〔表21〕内には、不足のある土地が六筆あり、その土地には*を付して示し、その不足分の田積を備考欄に記した。その不足分の田積をすべて足すと合計が四畝二九歩となった〔表21（Ⅱ）〕。そして、〔表21〕において七号には空白の土地が二ヶ所存在する。この二ヶ所を六号で確認したところ、一七九番と二〇六番に該当しており、その土地の田積は合わせて三畝二歩半となっている〔表21（Ⅲ）〕。また、二五六番には「五歩不足」と記載がみられ、この五歩を足すと八畝六歩半となり、二六八番の田積と

同一になる〔表21(Ⅳ)〕。すなわち、計算上の合計田積に二六八番を足すと七号の末尾に記載されている田積の二町一反四畝二八歩と同じになることがわかる。その二六八番の田積の内訳は〔表21(Ⅱ)〕(Ⅳ)となる。よって、付箋の欠番は七号が作成された時点において耕作地として機能していなかった土地であるといえよう。また、*表記部分の土地については、その一部が何らかの理由によって耕作地として機能していなかったと考えられる。

次に、七号では二五六番・三三一番のように一筆の田地に二つ以上の異なる付箋番号がある。その土地についてふれしておくこととする。ここでは、例として三三一番の土地をあげる。

七号の三〇〇番・三三一番は(付箋番号3番)が付され、それが六号の帳面別番号3番の一七二番に該当する土地とわかる〔表21〕。同様に三〇八番・三三一番(付箋番号16番)の土地は六号の一八五番(帳面別番号16番)にも該当しており、七号内で二回確認のできる土地であるといえる。そこで、この三三一番の土地について詳しくみていきたい。左にあげたのは、七号の三三一番に該当する本文の一丁目表の五筆目(三三一番)部分である。

美徳谷

一、印田

五畝拾弍歩

同四斗三升弍合

中ノ寺

(通し番号)
三三一番

(付箋)

十六番内

六畝拾八歩内

三畝拾四歩

三番

九畝拾壹歩内

これより、三三一番の土地は田積が五畝一二歩であり、その田地が付箋によると付箋番号16番と3番の二つに分けられているとわかる。そのうち、16番は「六畝拾八歩内 三畝拾四歩」とあり、六号の帳面別番号である16番の一八五番に該当し、「六畝拾八歩」とその田積は同一である。それと同様に付箋番号3番の「九畝拾壹歩」も、六号の帳面別番号3番である一七二番の田地を示している（表21）。

ところで、付箋の「六畝拾八歩内 三畝拾四歩」のうち「三畝拾四歩」と記されている分は何にあたるのであろうか。つまり、六号の一八五番（帳内別番号16番）の田積は、六畝一八歩であり、それに対応する七号の土地では、まず七号の付箋番号16番である三〇八番の田積である三畝四歩の土地が含まれているといえる。しかし、三〇八番の土地だけでは、三畝一四歩足りず、その不足分を三三一番の土地より補っているのであろう。この不足分である三畝一四歩を三三一番（付箋番号16番）の田積である五畝一二歩から差し引いてみたところ、残りの一畝二八歩は三三一番（付箋番号3番）の田積五畝一二歩に含まれている土地であるとわかった。

このように、七号内でみられる付箋の重複番号は一つの土地を分割したことを指摘できるであろう。すなわち、六号では一つの土地であったものが七号の時点においては分割されている。特に、一七〇番や一七二番・一七七番といった六号内で田積の広い土地が対象になっている。一方で、逆に一例ではあるが一八六番と一八七番のごとく、六号ではそれぞれ単独であった土地が七号で三〇九番に統合されている場合も確認できる。しかし、全体としてみると結果、七号の土地の大半は六号において田積の広い土地が分割されている傾向にあるといえる。

なお、本帳は無印であったものの裏表紙見返部分には「組頭片柴村 善次郎／東小鹿村 弥次兵衛／高橋村 亦兵

衛」と記載がみられた。これは、無印ではあるが六号と同様の署名であるといえる。また、表紙部分に「正徳五年未ノ三月日改古帳面之写 河村郡美徳山門前村新開御改帳 文化二年丑ノ十一月日改之六冊之内 式番」とある。これは、正徳五年三月の古帳面を写したもので、文化二年（一八〇五）一月に改め写した六冊のうち二番目のものであるとわかり、文化二年以降に新たな土地を開墾した際に用いられた帳面であると考えられる。

(3) 小結

正徳五年の帳面である六号と七号のまとめをしておきたい。

まず、六号は一筆ごとの土地について①所在地を示す字名、②品位、③田積、④名請人名が記されている。その土地の記載は、ほぼ①の所在地を示す字名ごとにとりまとめられて記載されていた。また、元禄一四年の開改帳と比較しても表でみるごとく土地数、所在地の字名数、田積、石高、名請人の増加が著しいといえる。そして、帳面内には付箋や貼紙が付されておらず無印であったものの表紙見返部分には「年行事判 本帳村方に有」とあり、差出部分に「組頭片 柴村 岩本善治郎 印書判／東小鹿村庄や 弥次兵衛 印書判／高橋村 亦兵衛 印書判」との記載がみられた。これより寺側で留められた帳面であると考えられる。

次いで、七号は一筆ごとの土地について①所在地を示す字名、②品位、③田積、④石高、⑤名請人名が記されていた。そして、先の六号の記載内容にはみられなかった石高が記されており、名請人別にとりまとめられていた。また、七号には付箋や貼紙が多く付されており、その付箋には番号が記載しており、中には田積も記されていた。この付箋番号は、巻首から番号順に付されておらず欠番や重複番号も少々あった。そこで、その付箋番号を番号順に土地を並び替えると結果、六号の帳内別番号とほぼすべて対応していたのは〔表21〕の示すとおりである。また〔表21〕から、六号に記さ

れている広めの土地が七号では分割されていく現象が指摘できる。特に、六号で田積の広い土地が七号において分割される傾向にある。また、無印ではあるが裏表紙見返部分に「組頭片柴村 善次郎／東小鹿村 弥次兵衛／高橋村 亦兵衛」と記載がみられ、六号と同様の署名があり、帳面を作成する際に他村の人間が関わっていたと考えられよう。そして、表紙部分に「正徳五年未ノ三月日改古帳面之写 河村郡美徳山門前村新開御改帳 文化二年丑ノ十一月日改之六冊之内 式番」とある。これは、正徳五年三月の古帳面を写したもので、それは文化二年（一八〇五）一月に改め写した六冊のうち二番目のものにあたる。なお、この文化二年に改められた帳面は、他の年紀のものもあり、詳しくは次号で述べることにする。

さて、元禄一四年の開改帳は、土地調査がなされた年別にとりまとめられた帳面（四号）と、それをふまえたうえで土地の字名ごとにとりまとめられた帳面（五号）の二冊が存在する。そのうち、五号に付されていた貼紙は、後年において三佛寺が所領を管理する際に用いられたものであろう。

一方、正徳五年の新開改帳は、六号の帳面が土地ごとにとりまとめられていたのに対して、七号の帳面では名請人ごとにとりまとめられている。すなわち、所在地を示す土地の字名を基準とした帳面から、領主へ直接賦課をおこなう名請人を基準とした帳面へと変化したといえよう。これは、「表21」のごとく六号の帳面において七号の付箋番号が活きていることからわかるとおり、七号に付された付箋は六号の新開改帳で記載した帳面の内容をふまえたうえで、後年に新たな土地を開墾した際、前回からどのように土地の田積や名請人が変化していったのか確認をおこなっていたことを示していると考えられよう。これより、元禄一四年の開改帳と正徳五年の新開改帳とでは、同じ年紀で重複する帳面の性格がそれぞれ異なっているといえるのである。

〔追記〕

なお、本稿執筆にあたり三徳山三佛寺文書の史料閲覧については、三徳山三佛寺ご住職米田良中氏、奈良文化財研究所文化遺産部歴史研究室長吉川聡氏にお世話になりました。ここに謝意を表します。

注

(1) 本稿においては三徳の表記を、漢数字の「三」と美しいという文字の「美」の両方を用いた。それは使用する各々の史料の表記に基づいた。今日、「みとく」を漢字表記する場合には漢数字の「三」を用いた「三徳」と表記するものが大部分を占めている。一方、美しいという文字の「美」を用いた「美德」と表記するものは、中世から明治期にかけて比較的多くみられる。

(2) 米田範真「三徳山略縁起」(『三徳山』、三佛寺、一九六五年)

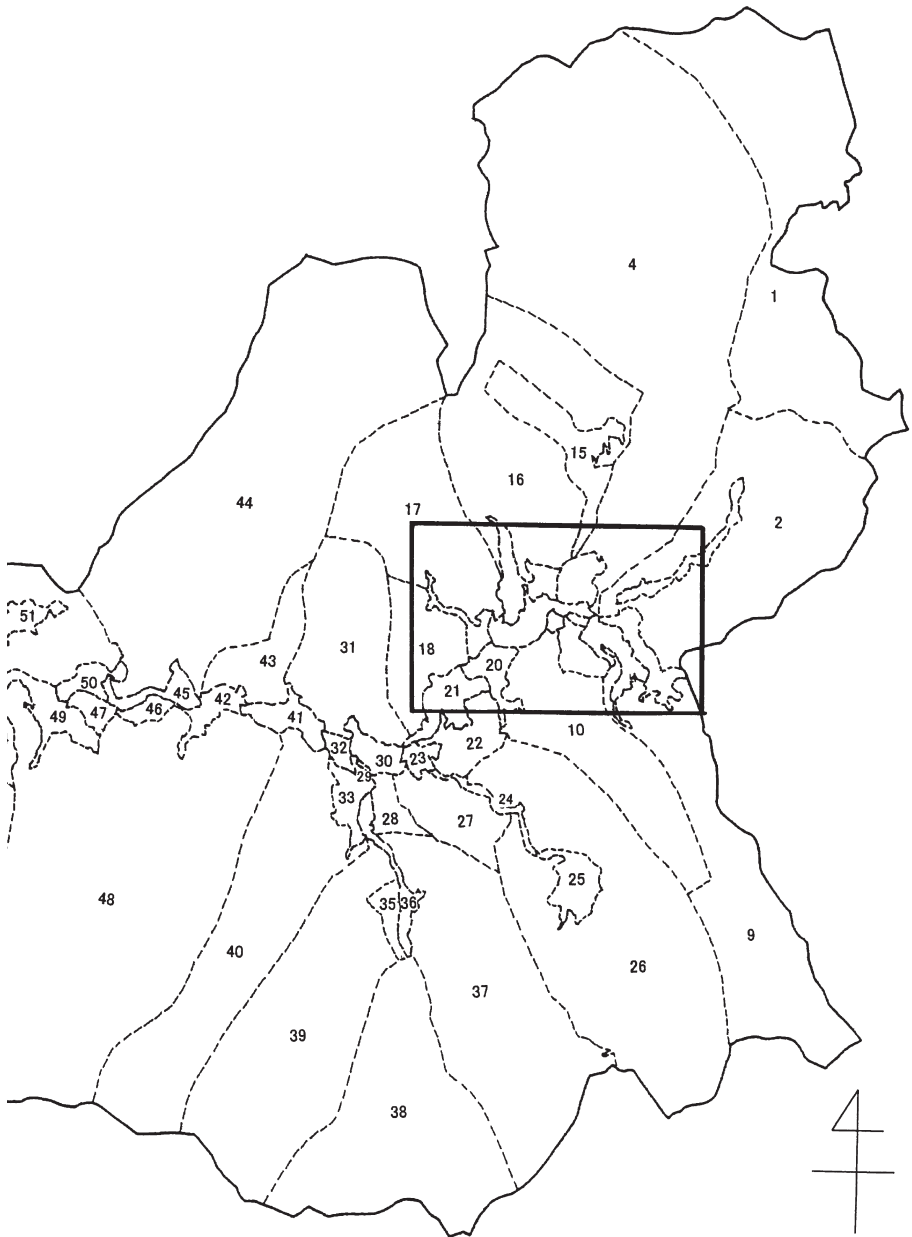
(3) 前掲注(2)参照。

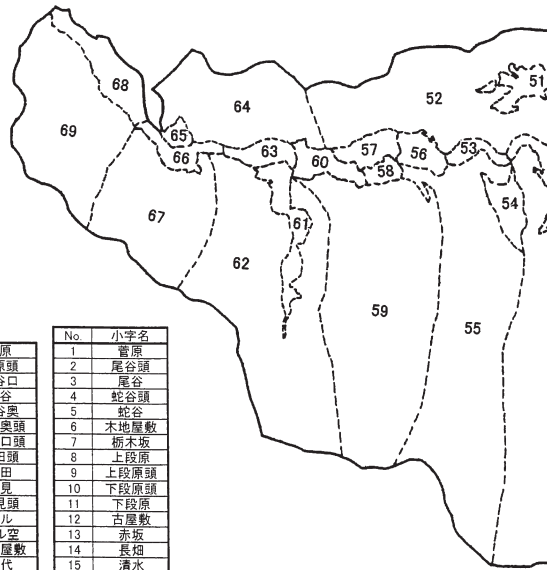
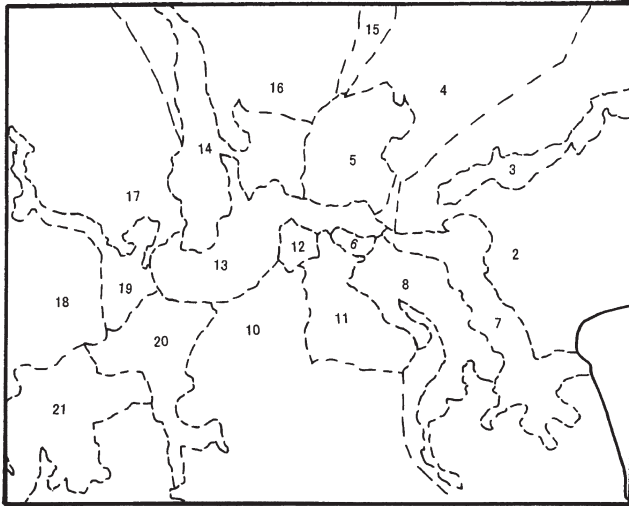
(4) 大石慎三郎編の『地方凡例録』(近藤出版、一九七五年)では、「地押しといふハ田畑上中下の位付、高石盛も前々より在来通りにて差置、繩竿を入れ反別を改めるを地押しとも、地詰とも云、」としている。

(5) 検地もしくは地詰を実施した後、新たに土地の拡大や開墾をおこなった土地を対象として、再度、田畠地の調査を実施した結果を書き記した帳面であると考えられる。

(6) 『大日本史料』第六編之八の康永三年雜載に四通収録されている。

- (7) 小坂博之「南北朝期における伯耆国美徳山領」（『鳥城』二号、一九六九年）
- (8) 小坂博之「伯耆国美徳山領の存在形態」（『地方史研究』第二卷三号、一九七一年）
- (9) 綾村宏・水石靖子「壬生家文書の三徳山三佛寺関係文書について」（『史窓』、第六八号、二〇一一年）
- (10) 「新開改帳」とは、前掲注（5）の「開改帳」と同じ性格をもった帳面であると考えられる。しかし、現段階では前掲の「開改」とのはっきりとした違いについては、明確に区別をつけられない。
- (11) 二号の地詰帳では、「合谷」と付く字名の土地が多くみられ、地籍図には「上牛王谷（地籍図57番）」「中牛王谷（地籍図60番）」の字名が確認できる。これは、江戸時代における「合谷」が「牛王谷」と転化したものだろう。
- (12) 前掲注（11）であげた「合谷」と同様に、地籍図にみられる「段原」は「上段原（地籍図8番）」「上段原頭（地籍図9番）」「下段原頭（地籍図11番）」「下段原（12番）」と四ヶ所である。二号の地詰帳では、「段原」と表記してあるのみで、地籍図では断定し難い。
- (13) 「篠原（地籍図21番）」は、「笹原（地籍図21番）」と同一であると判断した。「篠原」と「笹原」は漢字表記が異なるものの「ささはら」または「ささわら」と笹が一面に生えている土地を示している。





61	大谷
62	大谷頭
63	大石
64	一ノ瀬頭
65	一ノ瀬
66	宇田谷
67	宇田谷頭
68	馬場頭
69	馬場

41	中畑
42	三徳谷
43	馬洗淵
44	海老谷頭
45	海老谷
46	観音院
47	妙光
48	美徳頭
49	美徳
50	齋坊
51	九曜
52	九曜頭
53	馬口岩
54	大瀬丸
55	大瀬丸頭
56	杉ノ原
57	上牛王谷
58	旗谷
59	旗谷頭
60	中牛王谷

21	笹原
22	笹原頭
23	菅谷口
24	菅谷
25	菅谷奥
26	菅谷奥頭
27	菅谷口頭
28	本田頭
29	本田
30	妙見
31	妙見頭
32	成儿
33	成儿空
34	木地屋敷
35	神代
36	纏纏郎
37	纏纏郎頭
38	成谷
39	神代頭
40	成儿空頭

No.	小字名
1	菅原
2	尾谷頭
3	屋谷頭
4	蛇谷頭
5	蛇谷
6	木地屋敷
7	栃木坂
8	上段原
9	上段原頭
10	下段原頭
11	下段原
12	古屋敷
13	赤坂
14	長畑
15	清水
16	清水頭
17	下向頭
18	笹原向
19	下向
20	百原

門前村地籍図

表 一 覽

- 1 三佛寺文書第2函調査目録
- 2 三佛寺文書第2函年代・村別目録
- 3 三佛寺文書第2函2号 門前地詰帳田畠地一覽表 (延宝5年)
- 4 三佛寺文書第2函2号 (全体)
- 5 三佛寺文書第2函2号 (中田)
- 6 三佛寺文書第2函2号 (下田)
- 7 三佛寺文書第2函2号 (下々田)
- 8 三佛寺文書第2函2号 (田地)
- 9 三佛寺文書第2函2号 (畠地)
- 10 三佛寺文書第2函2号 門前地詰帳名請人一覽表 (延宝5年)
- 11 三佛寺文書第2函4号 門前開改帳田地一覽表 (元禄14年)
- 12 三佛寺文書第2函4号 (全体)
- 13 三佛寺文書第2函5号 門前村開改帳田地一覽表 (元禄14年)
- 14 三佛寺文書第2函5号 (全体)
- 15 三佛寺文書第2函4号・5号 門前村開改帳田地比較一覽表 (元禄14年)
- 16 三佛寺文書第2函6号 門前村新開御改帳田地一覽表 (正徳5年)
- 17 三佛寺文書第2函6号 (全体)
- 18 三佛寺文書第2函7号 門前村新開御改帳田地一覽表 (正徳5年)
- 19 三佛寺文書第2函7号 (全体)
- 20 三佛寺文書第2函7号 門前村新開御改帳田地一覽表 (正徳5年)
- 21 三佛寺文書第2函6号・7号 門前村新開御改帳田地比較一覽表
(正徳5年)

〔表1〕三佛寺文書 第2函 調査目録

番号	史料名	作成年代	西暦	月	日	丁数 (表紙を含む)
1	伯州河村郡井土村田畠地誌帳〈寛永十年〉	寛永10	1633	7		36
2	河村郡三徳門前地誌帳〈延宝五年〉	延宝5	1677	9		14
3	河村郡依原村地誌帳〈延宝五年〉	延宝5	1677	9		8
4	河村郡三徳門前開改帳	元禄14	1701	6		6
5	河村郡三徳門前村開改帳〈元禄十四年〉	元禄14	1701	6		7
6	河村郡門前村新開御改帳〈正徳五年〉	正徳5	1715	3		10
7	河村郡美徳山門前村新開御改帳〈正徳五年〉	正徳5	1715	3		13
8	河村郡門前村新開御改帳	享保2	1717	11		3
9	河村郡三徳門前村新開改帳	延享4	1747	10		8
10	河村郡三徳門前村新開改帳〈延享四年〉	延享4	1747	10		6
11	河村郡依原村開改帳〈延享四年〉	延享4	1747	4		6
12	美徳山門前村新開改帳	延享4	1747	10		8
13	河村郡美徳山門前村開御改帳〈安永二年〉	安永2	1773	10		7
14	河村郡美徳山門前村開御改帳〈寛政六年〉	寛政6	1794	11		10
15	美徳山門前村新田御改帳〈寛政六年〉	寛政6	1794	11		8
16	河村郡美徳山門前村開御改帳〈享和三年〉	享和3	1803	10		8
17	河村郡依原村新開改帳〈文化元年〉	文化1	1804	10		6
18	河村郡美徳山門前村年々開改帳〈文化九年〉	文化9	1812	11		9
19	河村郡井土村新開改帳	文政7	1824	10		5
20	河村郡美徳山門前村開御改帳	天保5	1834	8		4
21	依原御図帳写	延宝5	1677	9		8
22	河村郡井土村永荒御改帳	元禄13	1700	7	21	6
23	井土村不植田御改帳	元禄16	1703	7	1	4
24	井土村日焼不植田帳	享保8	1723	5	29	4
25	井土村不植田取分ヶ帳	享保8	1723	11	15	5
26	井土村日焼田帳	享保14	1729	9		5
27	門前村名寄帳	延享1	1744	10		4
28	門前村御年貢取立帳	寛延3	1750	10		6
29	井土村御定米帳	寛延3	1750	11		3
30	河村郡井土村流場所御改帳	宝暦12	1762	8		10

〔表2〕三佛寺文書 第2函 年代・村別目録

作成年代	西暦	門前村	伏原村	井土村
寛永10	1633			地詰帳 (1号)
延宝5	1677	地詰帳 (2号)	地詰帳 (3号) 図帳写 (21号)	
元禄13	1700			
元禄14	1701	開改帳 (4号) 開改帳 (5号)		永荒改帳 (22号)
元禄16	1703			不植田改帳 (23号)
正徳5	1715	新開改帳 (6号) 新開改帳 (7号)		
享保2	1717	新開改帳 (8号)		
享保8	1723			日焼田帳 (24号) 不植田取ヶ帳 (25号)
享保14	1729			日焼田帳 (26号)
延享1	1744	名寄帳 (27号)		
延享4	1747	新開改帳 (9号) 新開改帳 (10号) 新開改帳 (12号)	開改帳 (11号)	
寛延3	1750	年貢取立帳 (28号)		定米帳 (29号)
宝暦12	1762			流場所改帳 (30号)
安永2	1773	開改帳 (13号)		
寛政6	1794	開改帳 (14号) 新開改帳 (15号)		
享和3	1803	開改帳 (16号)		
文化1	1804		新開改帳 (17号)	
文化9	1812	年々開改帳 (18号)		
文政7	1824			新開改帳 (19号)
天保5	1834	開改帳 (20号)		

〔表3〕三佛寺文書 第2函2号 門前地詰帳田畠地一覧表

通し番号	所在地	品位	田畠積(縦×横)	名請人	帳面別番号
1	合谷古屋敷	中田	1畝(22間×2間半)	弥右衛門	1
2	合谷古屋敷	中田	4畝12歩(22間×6間)	弥右衛門	2
3	合谷むかい	下田	10歩(10間×1間)	弥右衛門	3
4	合谷むかい	下田	24歩(12間×2間)	弥右衛門	4
5	合谷むかい	下田	1畝(12間×1間半)	弥右衛門	5
6	合谷かち屋敷	下田	15歩(5間×3間)	惣左衛門	6
7	合谷いへの下	下田	24歩(8間×3間)	惣左衛門	7
8	合谷いへの上	下々田	3畝(10間×9間)	長左衛門	8
9	合谷家ノ下	中田	12歩(8×1間半)	惣左衛門	9
10	合谷家ノ下	中田	6歩(2間×3間)	助右衛門	10
11	合谷家ノ下	中田	1畝20歩(25間×2間)	惣左衛門	11
12	合谷家ノ下	中田	15歩(10間×1間半)	惣左衛門	12
13	合谷家ノ下	中田	12歩(12間×1間)	惣左衛門	13
14	合谷家ノ下	中田	2畝20歩(22間×4間)	惣左衛門	14
15	合谷家ノ下	下田	14歩(7間×2間)	惣左衛門	15
16	吉原木地屋しき(吉原木地屋敷)	下々田	20歩(10間×2間)	平右衛門	16
17	吉原木地屋しき(吉原木地屋敷)	下々田	27歩(21間×2間半)	平右衛門	17
18	吉原木地屋しき(吉原木地屋敷)	下々田	7歩(7間×1間)	平右衛門	18
19	古屋敷	下々田	9畝(18間×15間)	平右衛門	19
20	だん原(段原)	下々田	27歩(11間×2間半)	平右衛門	20
21	赤坂	下田	2畝12歩(18間×4間)	平右衛門	21
22	赤坂	下田	10歩(5間×2間)	平右衛門	22
23	赤坂	下田	2畝10歩(14間×5間)	平右衛門	23
24	赤坂	下々田	10歩(10間×1間)	平右衛門	24
25	橋詰	下々田	8歩(4間×2間)	加兵衛	25
26	むかい田	下田	18歩(18間×1間)	平右衛門	26
27	むかい田	下田	8歩(4間×2間)	平右衛門	27
28	むかい田	下田	20歩(10間×2間)	平右衛門	28
29	むかい田	下田	1畝3歩(11間×3間)	平右衛門	29
30	むかい田	下田	3畝6歩(24間×4間)	平右衛門	30
31	河田	下田	6歩(6間×1間)	平右衛門	31
32	みつぼう(密坊)	下田	10歩(10間×1間)	助右衛門	32
33	いへ廻り(家廻り)	中田	12歩(2間×6間)	平右衛門	33
34	いへ廻り(家廻り)	中田	5畝26歩(22間×8間)	平右衛門	34
35	いへ廻り(家廻り)	中田	1畝15歩(18間×2間半)	平右衛門	35
36	家廻り	中田	1畝20歩(20間×2間半)	平右衛門	36
37	土□[橋]	下田	2畝12歩(18間×4間)	平右衛門	37
38	土□[橋]道ノ下	下田	10歩半(7間×1間半)	平右衛門	38
39	土□[橋]道ノ下	下々田	6歩(3間×2間)	加兵衛	39
40	さゝ原(笹原)	下々田	20歩(5間×4間)	市左衛門	40
41	さゝわら(笹原)	中田	2畝17歩(22間×3間半)	市左衛門	41

42	さゝわら (笹原)	下田	1畝 (10間×3間)	市左衛門	42
43	さゝわら (笹原)	下田	2畝17歩 (14間×5間)	市郎兵衛	43
44	さゝわら (笹原)	下田	2畝20歩 (20間×4間)	市郎兵衛	44
45	さゝわら (笹原)	中田	2畝 (10間×6間)	市郎兵衛	45
46	さゝわら (笹原)	中田	2畝27歩半 (25間×3間半)	市左衛門	46
47	うぐいす谷 (鶯谷)	下々田	6歩 (6間×1間)	吉兵衛	47
48	うぐいす谷 (鶯谷)	下々田	6歩 (3間×2間)	吉兵衛	48
49	うぐいす谷 (鶯谷)	下田	2畝15歩 (15間×5間)	善右衛門	49
50	うぐいす谷 (鶯谷)	下田	10歩 (5間×2間)	善右衛門	50
51	舟岩	下々田	12歩 (12間×1間)	吉兵衛	51
52	みやうけん (妙見)	下田	20歩 (10間×2間)	理兵衛	52
53	みやうけん (妙見)	中田	1畝 (10間×3間)	理兵衛	53
54	みやうけん (妙見)	下々田	15歩 (5間×3間)	理兵衛	54
55	みやうけん (妙見)	下田	1畝15歩 (9間×5間)	理兵衛	55
56	家ノ上	下々田	16歩 (8間×2間)	一郎兵衛	56
57	家ノ上	下々田	24歩 (6間×4間)	一郎兵衛	57
58	家ノ上	下々田	2歩 (2間×1間)	一郎兵衛	58
59	家ノ上	下々田	8歩 (4間×2間)	加右衛門	59
60	家ノ上	下々田	6歩 (3間×2間)	一郎兵衛	60
61	家ノ上	下々田	14歩 (7間×2間)	市郎兵衛	61
62	家ノ上	下々田	25歩 (10間×2間半)	市郎兵衛	62
63	家ノ上	下々田	2歩 (2間×1間)	市郎兵衛	63
64	家ノ上	下々田	2歩 (2間×1間)	市郎兵衛	64
65	家ノ下	中田	24歩 (8間×3間)	市左衛門	65
66	家ノまへ	下々田	5歩 (5間×1間)	市左衛門	66
67	つち谷口 (土谷口)	下々田	6歩 (3間×2間)	仁右衛門	67
68	ミヤうけん (妙見)	下々田	2畝 (12間×5間)	加右衛門	68
69	ミヤうけん (妙見)	下々田	8歩 (8間×1間)	市郎兵衛	69
70	本田	下々田	1畝24歩 (13間×4間)	勘右衛門	70
71	本田	下田	12歩 (8間×1間半)	一郎兵衛	71
72	本田	下々田	10歩 (5間×2間)	勘右衛門	72
73	おち	下々田	2歩 (2間×1間)	勘右衛門	73
74	おち	下々田	8歩 (4間×2間)	市郎兵衛	74
75	おち	下々田	10歩 (5間×2間)	勘右衛門	75
76	おち	下々田	1畝 (10間×3間)	勘右衛門	76
77	おちそり	下々田	1畝9歩 (13間×3間)	勘右衛門	77
78	おちそり	下々田	12歩 (12間×1間)	市郎兵衛	78
79	おちそり	下々田	19歩半 (13間×1間)	善右衛門	79
80	おちそり	下々田	2歩 (2間×1間)	市郎兵衛	80
81	おちそり	下々田	3歩 (3間×1間)	勘右衛門	81
82	おちそり	下々田	5歩 (5間×1間)	勘右衛門	82
83	梅ノ木ノ本	下々田	15歩 (15間×3間)	善右衛門	83
84	梅ノ木ノ本	下々田	14歩 (7間×2間)	善右衛門	84

101 三徳山三佛寺の開改帳（一）

85	梅ノ木ノ本	下々田	1畝(10間×3間)	勘右衛門	85
86	梅ノ木ノ本	下々田	16歩(8間×2間)	加右衛門	86
87	梅ノ木ノ本	下々田	1畝15歩(15間×3間)	加右衛門	87
88	木地屋敷	下々田	1畝18歩(15間×3間)	加右衛門	88
89	屋敷	畠地	11歩	多兵衛	1
90	屋敷	畠地	15歩	三右衛門	2
91	屋敷	畠地	3畝	弥右衛門	3
92	屋敷	畠地	2畝	助右衛門	4
93	屋敷	畠地	10歩	久三郎	5
94	屋敷	畠地	15歩	長左衛門	6
95	屋敷	畠地	11歩	惣左衛門	7
96	屋敷	畠地	15歩	与三右衛門	8
97	屋敷	畠地	2畝	勘右衛門	9
98	屋敷	畠地	13歩	八郎兵へ	10
99	屋敷	畠地	10歩	五兵衛	11
100	屋敷	畠地	2畝	市郎兵へ	12
101	屋敷	畠地	1畝	善右衛門	13
102	屋敷	畠地	10歩	忠三郎	14
103	屋敷	畠地	1畝15歩	喜兵へ	15
104	屋敷	畠地	25歩	利兵衛	16
105	屋敷	畠地	2畝10歩	平右衛門	17
106	屋敷	畠地	10歩	加兵衛	18
107	屋敷	畠地	25歩	吉兵へ	19
合計			1町1反4畝19歩半		

*右端欄の帳面別番号とは、各帳面の田畠を記載順に付した番号である。

〔表4〕三佛寺文書 第2函2号 (全体)

		備考
通し番号	1～107	
土地数	107筆	
所在地数	40ヶ所	
土地の品位	中田、下田、下々田、畠地	
田積	1町1反4畝19歩半	
名請人	24名	
石高	12石8斗8升2合	
物成	5石2斗1升5合	

〔表5〕三佛寺文書 第2函2号 (中田)

		備考
通し番号	1, 2, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 33, 34, 35, 36, 41, 45, 46, 53, 65	
土地数	17筆	
所在地数	6ヶ所	
土地の品位	中田	
田積	2反9畝28歩半	
名請人	7名	
石高	4石4斗9升3合	
年貢率	1石5斗	一反に付き

〔表6〕三佛寺文書 第2函2号 (下田)

		備考
通し番号	3, 4, 5, 6, 7, 15, 21, 22, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 37, 38, 42, 43, 44, 49, 50, 52, 55, 71	
土地数	26筆	
所在地数	13ヶ所	
土地の品位	下田	
田積	2反9畝21歩半	
名請人	9名	
石高	3石8斗6升3合	
年貢率	1石3斗	一反に付き

〔表7〕三佛寺文書 第2函2号 (下々田)

		備考
通し番号	8, 16, 17, 18, 19, 20, 24, 25, 39, 40, 47, 48, 51, 54, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 66, 67, 68, 69, 70, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88	
土地数	45筆	
所在地数	20ヶ所	
土地の品位	下々田	
田積	3反5畝14歩半	
名請人	12名	
石高	3石9斗3合	
年貢率	1石1斗	一反に付き

〔表8〕三佛寺文書 第2函2号（田地）

		備考
通し番号	1～88	
土地数	88筆	
所在地数	39ヶ所	
土地の品位	中田、下田、下々田	
田積	9反5畝4歩半	
名請人	15名	
石高	12石2斗5升9合	

〔表9〕三佛寺文書 第2函2号（畠地）

		備考
通し番号	89～107	
土地数	19筆	
所在地数	1ヶ所	
土地の品位	畠地	
田積	1反9畝15歩	
名請人	19名	
石高	6斗2升3合	

〔表10〕三佛寺文書 第2函2号 門前地詰帳名請人一覧表

中田	下田	下々田	畠地
市左衛門	市左衛門	市左衛門	
市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛
助右衛門	助右衛門		助右衛門
惣左衛門	惣左衛門		惣左衛門
平右衛門	平右衛門	平右衛門	平右衛門
弥右衛門	弥右衛門		弥右衛門
理兵衛	理兵衛	理兵衛	
	一郎兵衛	一郎兵衛	
	善右衛門	善右衛門	善右衛門
		加右衛門	
		加兵衛	加兵衛
		勘右衛門	勘右衛門
		吉兵衛	吉兵衛
		仁右衛門	
		長左衛門	長左衛門
			喜兵衛
			久三郎
			五兵衛
			三右衛門
			多兵衛
			忠三郎
			八郎兵衛
			与三右衛門
			利兵衛

〔表11〕 三佛寺文書 第2函4号 門前開改帳田地一覽表

通し番号	所在地	品位	田積	名請人	帳面別番号	備考
108	梅木之段	下々田	2畝	長右衛門	1	延宝七未年十月日
109	やしきの内(屋敷の内)	下々田	15歩	長右衛門	2	延宝七未年十月日
110	道ノ下	下々田	6歩	長右衛門	3	延宝七未年十月日
111	道ノ下	下々田	3歩	七右衛門	4	延宝七未年十月日
112	道ノ下	下々田	3歩	善兵衛	5	延宝七未年十月日
113	川原	下々田	3歩	善兵衛	6	延宝七未年十月日
114	いゑの上(家の上)	下々田	1畝	善兵衛	7	延宝七未年十月日
115	妙見	下々田	2畝	□□	8	延宝七未年十月日
116	篠原	下々田	3歩	二郎兵衛	9	延宝七未年十月日
117	いゑノ下(家の下)	下々田	21歩	喜兵衛	10	延宝七未年十月日
118	篠原	下々田	3歩	喜兵衛	11	延宝七未年十月日
119	めうけん(妙見)	下々田	6歩	理兵衛	12	延宝七未年十月日
120	蛇谷	下々田	1畝	作兵衛	13	延宝七未年十月日
121	清水	下々田	4畝12歩	与兵衛	14	延宝七未年十月日
122	清水	下々田	1畝	加兵衛	15	延宝七未年十月日
123	蛇谷	下々田	15歩	左兵衛	16	延宝七未年十月日
124	尾谷	下々田	6歩	加兵衛	17	延宝七未年十月日
125	尾谷	下々田	6歩	仁助	18	延宝七未年十月日
126	梅木之段	下々田	1畝	長右衛門	19	
127	下むかい	下々田	1畝15歩	作兵衛	20	
128	うねノ田	下々田	15歩	左兵衛	21	
129	上むかい	下々田	1畝15歩	作兵衛	22	
130	下段原	下々田	6歩	仁助	23	
131	清水	下々田	5畝	与兵衛	24	
132	蛇谷	下々田	3歩	左兵衛	25	
133	とちノ木坂(栃木坂)	下々田	21歩	作兵衛	26	
134	上段ノ原	下々田	21歩	作兵衛	27	
135	いゑノ上(家の上)	下々田	2畝12歩	作兵衛	28	
136	上むかい	下々田	21歩	作兵衛	29	
137	まんば(馬場)	下々田	10歩	七右衛門が後家	30	
138	まんば(馬場)	下々田	1反5畝	五次兵衛	31	
合計			4畝3畝19歩			

〔表12〕 三佛寺文書 第2函4号(全体)

		備考
通し番号	108~138	
土地数	31筆	
所在地数	18ヶ所	
土地の品位	下々田	4号全ての田地
田積	4反3畝19歩	
名請人	13名	
石高	4石8斗	
物成	1石9斗2升	

〔表13〕 三佛寺文書 第2函5号 門前村開改帳田地一覽表

通し番号	所在地	品位	田積	名請人	帳面別番号	付箋番号
139	梅木ノ段	下々田	2畝	長右衛門	1	1
140	梅木ノ段	下々田	1畝	長右衛門	2	2
141	道ノ下	下々田	3歩	七右衛門	3	3
142	やしきノ内	下々田	15歩	長右衛門	4	4
143	道ノ下	下々田	6歩	長右衛門	5	5
144	道ノ下	下々田	3歩	善兵衛	6	6
145	川原	下々田	3歩	善兵衛	7	7
146	いゑの上(家の上)	下々田	1畝	善兵衛	8	8
147	妙見	下々田	2畝	喜兵衛	9	9
148	篠原	下々田	3歩	二郎兵衛	10	10
149	いゑの下(家の下)	下々田	21歩	喜兵衛	11	11
150	篠わら(篠原)	下々田	3歩	喜兵衛	12	12
151	めうけん(妙見)	下々田	6歩	理兵衛	13	13
152	下むかい	下々田	1畝15歩	作兵衛	14	14
153	うねの田	下々田	15歩	左兵衛	15	15
154	上むかい	下々田	1畝15歩	作兵衛	16	16
155	下段原	下々田	6歩	仁助	17	17
156	蛇谷	下々田	1畝	作兵衛	18	18
157	清水	下々田	5畝	与兵衛	19	19
158	清水	下々田	4畝	与兵衛	20	20
159	清水	下々田	1畝	加兵衛	21	21
160	蛇谷	下々田	3歩	左兵衛	22	22
161	蛇谷	下々田	15歩	左兵衛	23	23
162	とちノ木坂(栃木坂)	下々田	21歩	作兵衛	24	24
163	上段原	下々田	21歩	作兵衛	25	25
164	いゑノ上(家の上)	下々田	2畝12歩	作兵衛	26	26
165	上むかい	下々田	21歩	作兵衛	27	27
166	尾谷	下々田	6歩	加兵衛	28	28
167	尾谷	下々田	6歩	仁助	29	29
168	まんば(馬場)	下々田	10歩	七右衛門か後家	30	30
169	まんば(馬場)	下々田	1反5畝	五次兵衛	31	31
合計			4反3畝19歩			

〔表14〕 三佛寺文書 第2函5号(全体)

		備考
通し番号	139~169	
土地数	31筆	
所在地数	18ヶ所	
土地の品位	下々田	5号全ての田地
田積	4反3畝19歩	
名請人	13名	
石高	4石8斗	貼紙に4石7斗9升9合6勺とあり
物成	1石9斗2升	

(5号分)

通し番号	所在地	品位	田積	名請人	帳面別番号	付箋番号
139	梅木ノ段	下々田	2畝	長右衛門	1	1
140	梅木ノ段	下々田	1畝	長右衛門	2	2
143	道ノ下	下々田	6歩	長右衛門	5	5
141	道ノ下	下々田	3歩	七右衛門	3	3
144	道ノ下	下々田	3歩	善兵衛	6	6
145	川原	下々田	3歩	善兵衛	7	7
146	いゑの上(家の上)	下々田	1畝	善兵衛	8	8
147	妙見	下々田	2畝	喜兵衛	9	9
148	篠原	下々田	3歩	二郎兵衛	10	10
149	いゑの下(家の下)	下々田	21歩	喜兵衛	11	11
150	篠わら(篠原)	下々田	3歩	喜兵衛	12	12
151	めうけん(妙見)	下々田	6歩	理兵衛	13	13
156	蛇谷	下々田	1畝	作兵衛	18	18
158	清水	下々田	4畝	与兵衛	20	20
159	清水	下々田	1畝	加兵衛	21	21
161	蛇谷	下々田	15歩	左兵衛	23	23
166	尾谷	下々田	6歩	加兵衛	28	28
167	尾谷	下々田	6歩	仁助	29	29
142	やしきノ内	下々田	15歩	長右衛門	4	4
152	下むかい	下々田	1畝15歩	作兵衛	14	14
153	うねの田	下々田	15歩	左兵衛	15	15
154	上むかい	下々田	1畝15歩	作兵衛	16	16
155	下段原	下々田	6歩	仁助	17	17
157	清水	下々田	5畝	与兵衛	19	19
160	蛇谷	下々田	3歩	左兵衛	22	22
162	とちノ木坂(栃木坂)	下々田	21歩	作兵衛	24	24
163	上段原	下々田	21歩	作兵衛	25	25
164	いゑノ上(家の上)	下々田	2畝12歩	作兵衛	26	26
165	上むかい	下々田	21歩	作兵衛	27	27
168	まんば(馬場)	下々田	10歩	七右衛門か後家	30	30
169	まんば(馬場)	下々田	1反5畝	五次兵衛	31	31
合計			4反3畝19歩			

〔表15〕 三佛寺文書 第2函4・5号 開改帳田地比較一覧表

(4号分)

通し番号	所在地	品位	田積	名請人	帳面別番号	備考
108	梅木之段	下々田	2畝	長右衛門	1	延宝七未年十月日
109	やしきの内（屋敷の内）	下々田	15歩	長右衛門	2	延宝七未年十月日
110	道ノ下	下々田	6歩	長右衛門	3	延宝七未年十月日
111	道ノ下	下々田	3歩	七右衛門	4	延宝七未年十月日
112	道ノ下	下々田	3歩	善兵衛	5	延宝七未年十月日
113	川原	下々田	3歩	善兵衛	6	延宝七未年十月日
114	いゑの上（家の上）	下々田	1畝	善兵衛	7	延宝七未年十月日
115	妙見	下々田	2畝	□□	8	延宝七未年十月日
116	篠原	下々田	3歩	二郎兵衛	9	延宝七未年十月日
117	いゑノ下（家の下）	下々田	21歩	喜兵衛	10	延宝七未年十月日
118	篠原	下々田	3歩	喜兵衛	11	延宝七未年十月日
119	めうけん（妙見）	下々田	6歩	理兵衛	12	延宝七未年十月日
120	蛇谷	下々田	1畝	作兵衛	13	延宝七未年十月日
121	清水	下々田	4畝12歩	与兵衛	14	延宝七未年十月日
122	清水	下々田	1畝	加兵衛	15	延宝七未年十月日
123	蛇谷	下々田	15歩	左兵衛	16	延宝七未年十月日
124	尾谷	下々田	6歩	加兵衛	17	延宝七未年十月日
125	尾谷	下々田	6歩	仁助	18	延宝七未年十月日
126	梅木之段	下々田	1畝	長右衛門	19	
127	下むかい	下々田	1畝15歩	作兵衛	20	
128	うねノ田	下々田	15歩	左兵衛	21	
129	上むかい	下々田	1畝15歩	作兵衛	22	
130	下段原	下々田	6歩	仁助	23	
131	清水	下々田	5畝	与兵衛	24	
132	蛇谷	下々田	3歩	左兵衛	25	
133	とちノ木坂（栃木坂）	下々田	21歩	作兵衛	26	
134	上段ノ原	下々田	21歩	作兵衛	27	
135	いゑノ上（家の上）	下々田	2畝12歩	作兵衛	28	
136	上むかい	下々田	21歩	作兵衛	29	
137	まんば（馬場）	下々田	10歩	七右衛門が後家	30	
138	まんば（馬場）	下々田	1反5畝	五次兵衛	31	
合計			4反3畝19歩			

〔表16〕 三佛寺文書 第2函6号 門前村新開御改帳田地一覧表

通し番号	所在地	品位	田積	名請人	帳面別番号
170	まんば(馬場)	印田	7畝10歩	五次郎兵衛	1
171	まんば(馬場)	印田	1畝18歩	七右衛門後家	2
172	やしきノ内(屋敷の内)	印田	9畝11歩	長右衛門	3
173	いゑの上(家の上)	印田	3畝14歩	長右衛門	4
174	郡さか(郡坂)	印田	14歩	七右衛門後家	5
175	ふるやしき(古屋敷)	印田	1畝8歩	七右衛門後家	6
176	ふるやしき(古屋敷)	印田	2畝7歩半	長右衛門	7
177	川むかい	印田	8畝	長右衛門	8
178	をち	印田	2畝18歩	長右衛門	9
179	をち	印田	1畝10歩	七右衛門後家	10
180	いゑのまへ(家の前)	印田	8畝29歩半	六左衛門	11
181	いゑの上(家の上)	印田	4畝7歩	六左衛門	12
182	九よう坂(九曜坂)	印田	3歩	六左衛門	13
183	いゑまはり(家廻り)	印田	1畝	七兵衛	14
184	ゑび谷(海老谷)	印田	28歩	善四郎	15
185	三徳谷	印田	6畝18歩	勘兵衛	16
186	三徳谷	印田	14歩	喜兵衛	17
187	三徳谷	印田	8歩	又兵衛	18
188	むまあらいふち(馬洗淵)	印田	2歩	吉兵衛	19
189	中はた(中畑)	印田	12歩	喜兵衛	20
190	うすふち	印田	20歩	二郎兵衛	21
191	いゑノまへ(家の前)	印田	1畝9歩	喜兵衛	22
192	つち谷(土谷)	印田	1畝9歩半	六兵衛	23
193	つち谷(土谷)	印田	14歩	理兵衛	24
194	いゑノ下(家の下)	印田	6歩半	喜兵衛	25
195	ほんた(本田)	印田	17歩	勘兵衛	26
196	ほんた(本田)	印田	16歩半	左二兵衛	27
197	ほんた(本田)	印田	1畝2歩	勘兵衛	28
198	いゑノそち	印田	3畝14歩	左二兵衛	29
199	かんだひ(神代)	印田	5歩	左二兵衛	30
200	木地やしき(木地屋敷)	印田	3畝14歩	又兵衛	31
201	うるし木の	印田	1畝3歩	又兵衛	32
202	妙見	印田	3畝27歩	市介	33
203	妙見	印田	1畝13歩	左二兵衛	34
204	妙見	印田	6畝10歩	勘兵衛	35
205	妙見	印田	2畝10歩	次郎兵衛	36
206	ふるいわ	印田	1畝22歩半	次郎兵衛	37
207	なる坂(成ル坂)	印田	17歩	次郎兵衛	38
208	なる坂(成ル坂)	印田	27歩	吉兵衛	39
209	うぐいす谷(鶯谷)	印田	2畝27歩	喜兵衛	40
210	うぐいす谷(鶯谷)	印田	3畝9歩	吉兵衛	41

109 三徳山三佛寺の開改帳（一）

211	篠原	印田	3畝24歩半	喜兵衛	42
212	篠原	印田	2畝	次郎兵衛	43
213	篠原	印田	22歩	次郎兵衛	44
214	篠原	印田	4畝15歩半	左三兵衛	45
215	つちはし（土橋）	印田	1畝18歩半	加兵衛	46
216	つちはし（土橋）	印田	1畝14歩半	判六	47
217	むかい	印田	8歩	判六	48
218	い糸のまはり（家の廻り）	印田	1畝14歩半	判六	49
219	い糸のまはり（家の廻り）	印田	2畝	作兵衛	50
220	あか坂（赤坂）	印田	4畝4歩半	作兵衛	51
221	ふるやしき（古屋敷）	印田	3畝2歩	作兵衛	52
222	木地やしき（木地屋敷）	印田	3畝1歩	作兵衛	53
223	こかやの	印田	27歩	作兵衛	54
224	上段原	印田	8畝21歩	作兵衛	55
225	下段原	印田	1反6畝15歩	作兵衛	56
226	蛇谷	印田	1畝11歩	作兵衛	57
227	上むかい	印田	5畝4歩半	作兵衛	58
228	下むかい	印田	25歩	作兵衛	59
229	しみつ（清水）	印田	1反8畝23歩	判六	60
230	しみつ（清水）	印田	4畝15歩半	判六	61
231	しみつ（清水）	印田	4畝24歩	加兵衛	62
232	しや谷（蛇谷）	印田	3畝14歩	左兵衛	63
233	うね田	印田	1畝19歩	左兵衛	64
234	あか坂（赤坂）	印田	1畝12歩	左兵衛	65
235	とちの木坂（栃木坂）	印田	2畝13歩半	加兵衛	66
236	尾谷	印田	1畝23歩	加兵衛	67
237	はしつめ（橋詰）	印田	13歩	加兵衛	68
238	尾谷	印田	4畝5歩	仁助	69
239	下段原	印田	28歩半	仁助	70
合計			2町1反4畝28歩		

[表17] 三佛寺文書 第2函6号（全体）

		備考
通し番号	170～239	
土地数	70筆	
所在地数	41ヶ所	
土地の品位	印田	6号すべての田地
田積	2町1反4畝28歩	
名請人	21名	
石高	17石1斗9升5合	
物成	3石9斗5升5合	

〔表18〕三佛寺文書 第2函7号 門前村新開御改帳田地一覽表

通し 番号	所在地	品位	田積	石高	名請人名	付箋番号	備考
240	家まへ（家前）	印田	1 畝	8 升	甚右衛門	11	
241	家まへ（家前）	印田	4 畝29歩半	3 斗 9 升 9 合	甚右衛門	11	
242	家上	印田	4 畝 7 歩	3 斗 3 升 9 合	甚右衛門	12	
243	くようの坂（九曜坂）	印田	3 歩	8 合	甚右衛門	13	
244	家廻り	印田	1 畝20歩	1 斗 3 升 3 合	庄右衛門	50	
245	古屋敷	印田	1 畝 2 歩	1 斗 2 升 5 合	庄右衛門	52	
246	上段原	印田	8 畝21歩	1 斗 9 升 6 合	庄右衛門	55	
247	下段原	印田	1 反 6 畝15歩	1 石 3 斗 2 升	庄右衛門	56	
248	木地屋敷	印田	2 畝28歩	2 斗 3 升 5 合	庄右衛門	53	
249	をち	印田	2 畝18歩	2 升 8 合	市左衛門	9	
250	栩木坂（栃木坂）	印田	2 畝13歩半	1 斗 9 升 6 合	市左衛門	66	
251	土橋	印田	1 畝18歩	1 斗 2 升 8 合	市左衛門	46	半不足
252	尾谷	印田	1 畝23歩 （5 畝28歩）	4 斗 7 升 4 合	市左衛門	67	67、69二筆ノ 5 畝28歩内 1 畝23歩
252	尾谷	印田	4 畝 5 歩 （5 畝28歩）	4 斗 7 升 4 合	市左衛門	69	67、69二筆ノ 5 畝28歩内 4 畝 5 歩
253	家廻り	印田	1 畝 4 歩半	9 升 2 合	市左衛門	49	
254	清水田	印田	5 畝11歩	4 斗 2 升 9 合	市左衛門	60	
255	清水田	印田	3 畝12歩	2 斗 7 升 2 合	市左衛門	60	
256	本田	印田	17歩 （1 畝14歩）	1 斗 1 升 7 合	市左衛門	26	26、28二筆ノ 但し 5 歩不足
256	本田	印田	27歩 （1 畝14歩）	1 斗 1 升 7 合	市左衛門	28	26、28二筆ノ 但し 5 歩不足
257	明見	印田	6 畝10歩	5 斗 7 合	市左衛門	35	
258	土谷口	印田	14歩	3 升 7 合	市左衛門	24	
259	明見（妙見）	印田	2 畝10歩	1 斗 8 升 7 合	市左衛門	33	
260	明見（妙見）	印田	2 畝10歩	1 斗 8 升 7 合	市左衛門	36	
261	笹原	印田	22歩	5 斗 9 合	市左衛門	44	
262	笹原	印田	2 畝	1 斗 6 升	市左衛門	43	
263	まんば（馬場）	印田	1 畝18歩	1 斗 2 升 8 合	市左衛門	2	
264	笹原	印田	3 畝20歩半	3 斗 5 合	市左衛門	42	4 歩不足
265	合谷古屋敷	印田	1 畝 9 歩	1 斗 4 合	市左衛門	7	
266	川向	印田	2 畝 8 歩	1 斗 8 升 1 合	市左衛門	8	
267	むかい	印田	8 歩	2 斗 1 升 3 勺	市左衛門	48	
268	七筆ノ	印田	8 畝 6 歩半	6 斗 5 升 6 合	庄左衛門		午ノ流荒物成ニ引
269	清水田したノ段	印田	4 畝15歩	3 斗 6 升	平助	61	
270	清水田	印田	4 畝24歩	3 斗 8 升 4 合	平助	62	
271	笹原	印田	1 畝20歩	1 斗 3 升 3 合	平助	45	
272	清水田	印田	1 反	8 斗	平兵衛	60	
273	赤坂	印田	2 畝半	1 斗 6 升 1 合	幸右衛門	51	
274	上向	印田	5 畝 4 歩半	4 斗 1 斗 2 合	幸右衛門	58	
275	下向	印田	25歩	6 升 7 合	幸右衛門	59	

111 三徳山三佛寺の開改帳(一)

276	家廻り	印田	10歩	2升7合	幸右衛門	50	
277	赤坂	印田	2畝14歩半	2升7合	幸右衛門	51	
278	下段原	印田	19歩	5升1合	幸右衛門	70	
279	木地屋敷	印田	3歩	8合	幸右衛門	53	
280	下段原永川	印田	9歩半	2升5合4勺	幸右衛門	70	
281	家まへ	印田	3畝	2斗5合4勺	市左衛門預り	11	
282	うるしノ木	印田	1畝3歩	8升8合	市左衛門預り	32	
283	成坂	印田	17歩	4升5合	市左衛門預り	38	
284	土谷	印田	11歩半	3升1合	市左衛門預り	23	
285	つちばし(土橋)	印田	4歩	1升	市左衛門預り		1畝10歩半不足
286	土谷	印田	14歩	3升7合	市左衛門預り	23	
287	ちや谷(蛇谷)	印田	3畝14歩	2斗7升7合	重左衛門	63	
288	うね田	印田	7歩半	2升	重左衛門	64	
289	うね田	印田	1畝1歩半		重左衛門	64	午ノ流荒物成ニ引
290	赤坂	印田	1畝12歩	2斗2升3合	重左衛門		
291	はしづめ(橋詰)	印田	9歩	2升4合	磯右衛門	68	
292	古屋敷	印田	1畝	8升	平左夫	52	
293	はしづめ(橋詰)	印田	4歩	1合7勺	利兵衛	68	午ノ流荒物成ニ引
294	ちや谷(蛇谷)	印田	1畝11歩	1升9合	万右衛門	57	
295	成ル家上	印田	1反1畝20歩	9斗3升3合	善藏	29	
296	鶯谷	印田	2畝27歩	2斗3升2合	善藏	40	
297	うすぶち	印田	20歩	5升3合	善藏	21	
298	鶯谷	印田	18歩	4升8合	善藏	41	
299	合谷家ノ上	印田	3畝14歩	2斗7升7合	善藏	4	
300	合谷屋敷ノ内	印田	7畝13歩	5斗9升5合	善藏	3	
301	川向	印田	2畝10歩	1斗8升7合	善藏	8	
302	こがやの	印田	27歩	7升2合	善藏	54	
303	中畑	印田	12歩		善藏	20	永川
304	合谷川向	印田	3畝12歩	3斗4合	善藏	8	
305	ほん田(本田)	印田	16歩半	4升4合	善藏	27	
306	明見(妙見)	印田	1畝13歩半	1斗1升5合	善藏	34	
307	笹原	印田	1畝20歩半	1斗3斗5合	善藏	45	
308	三徳谷	印田	3畝4歩	2斗5升	重兵衛	16	
309	三徳谷	印田	22歩	5升9合	重兵衛	17・18	
310	家ノ上	印田	20歩	5升4合	重兵衛	29	
311	家ノ上	印田	1畝18歩	1斗2升8合	重兵衛	29	
312	かんだい(神代)	印田	5歩	1升3合3勺	重兵衛	30	
313	明見(妙見)	印田	1畝17歩	1斗2升5合	清兵衛	33	
314	成ル坂	印田	27歩	7升2合	次兵衛	39	
315	鶯谷	印田	2畝21歩	2斗1升6合	次兵衛	41	
316	むまあらいふち (馬洗淵)	印田	2歩	5合	次兵衛	19	
317	いゑノ下	印田	3歩半	9合3勺	次兵衛	25	1歩半不足

318	家まへ	印田	1 畝 9 歩	1 斗 4 合	伝三郎	22	
319	土谷	印田	14 歩	3 升 8 合	平左衛門	23	
320	家ノ下	印田	1 歩半	4 合	金右衛門	25	1 歩半不足
321	笹原	印田	1 畝 5 歩	9 升 3 合	国八	45	
322	屋敷	印田	1 歩半	4 合	忠左衛門		3 畝12歩半不足
323	あび谷 (海老谷)	印田	28 歩	7 升 5 合	藤左衛門	15	
324	家廻り	印田	1 畝	8 升	惣兵衛	14	
325	古屋敷	印田	28 歩半	7 升 6 合	久次郎	7	
326	古屋敷	印田	1 畝 8 歩	1 斗 2 合	久次郎	6	
327	郡坂屋敷	印田	14 歩	3 升 8 合	彦兵衛	5	
328	まんば (馬場)	印田	2 畝15歩	2 斗	文五郎	1	
329	まんば (馬場)	印田	3 畝23歩	3 斗 1 升	五次兵衛	1	
330	まんば (馬場)	印田	1 畝 2 歩	8 升 6 合	斧右衛門	1	
331	三徳谷	印田	1 畝28歩 (5 畝12歩)	4 斗 3 升 2 合	中ノ寺	3	5 畝12歩内 1 畝28歩
331	三徳谷	印田	3 畝14歩 (5 畝12歩)	4 斗 3 升 2 合	中ノ寺	16	5 畝12歩内 3 畝14歩
合計			2 町 1 反 4 畝28歩				

〔表19〕 三佛寺文書 第2函7号 (全体)

		備考
通し番号	240～331	
土地数	90筆	
所在地数	48ヶ所	
土地の品位	印田	7号すべての田地
田積	2 町 1 反 4 畝28歩	
名請人	30名	
石高		帳面に17石 1 斗 9 升 5 合と記載あり
物成	3 石 9 斗 5 升 5 合	

113 三徳山三佛寺の開改帳（一）

〔表20〕三佛寺文書 第2函7号 門前村新開御改帳田地一覽表

通し 番号	所在地	品位	田積	石高	名請人名	付箋番号	備考
328	まんば（馬場）	印田	2畝15歩	2斗	文五郎	1	
329	まんば（馬場）	印田	3畝23歩	3斗1升	五次兵衛	1	
330	まんば（馬場）	印田	1畝2歩	8升6合	芥右衛門	1	
263	まんば（馬場）	印田	1畝18歩	1斗2升8合	市左衛門	2	
300	合谷屋敷ノ内	印田	7畝13歩	5斗9升5合	善藏	3	
331	三徳谷	印田	1畝28歩 (5畝12歩)	4斗3升2合	中ノ寺	3	5畝12歩内1畝28歩
299	合谷家ノ上	印田	3畝14歩	2斗7升7合	善藏	4	
327	郡坂屋敷	印田	14歩	3升8合	彦兵衛	5	
326	古屋敷	印田	1畝8歩	1斗2合	久次郎	6	
265	合谷古屋敷	印田	1畝9歩	1斗4合	市左衛門	7	
325	古屋敷	印田	28歩半	7升6合	久次郎	7	
266	川向	印田	2畝8歩	1斗8升1合	市左衛門	8	
301	川向	印田	2畝10歩	1斗8升7合	善藏	8	
304	合谷川向	印田	3畝12歩	3斗4合	善藏	8	
249	をち	印田	2畝18歩	2升8合	市左衛門	9	
240	家まへ（家前）	印田	1畝	8升	甚右衛門	11	
241	家まへ（家前）	印田	4畝29歩半	3斗9升9合	甚右衛門	11	
281	家まへ	印田	3畝	2斗5合4勺	市左衛門預り	11	
242	家上	印田	4畝7歩	3斗3升9合	甚右衛門	12	
243	くようの坂 (九曜坂)	印田	3歩	8合	甚右衛門	13	
324	家廻り	印田	1畝	8升	惣兵衛	14	
323	えび谷（海老谷）	印田	28歩	7升5合	藤左衛門	15	
308	三徳谷	印田	3畝4歩	2斗5升	重兵衛	16	
331	三徳谷	印田	3畝14歩 (5畝12歩)	4斗3升2合	中ノ寺	16	5畝12歩内3畝14歩
309	三徳谷	印田	22歩	5升9合	重兵衛	17・18	
316	むまあらいふち (馬洗淵)	印田	2歩	5合	次兵衛	19	
303	中畑	印田	12歩		善藏	20	永川
297	うすぶち	印田	20歩	5升3合	善藏	21	
318	家まへ	印田	1畝9歩	1斗4合	伝三郎	22	
284	土谷	印田	11歩半	3升1合	市左衛門預り	23	
286	土谷	印田	14歩	3升7合	市左衛門預り	23	
319	土谷	印田	14歩	3升8合	平左衛門	23	
258	土谷口	印田	14歩	3升7合	市左衛門	24	
317	いゑノ下	印田	3歩半	9合3勺	次兵衛	25	1歩半不足
320	家ノ下	印田	1歩半	4合	金右衛門	25	1歩半不足
256	本田	印田	17歩 (1畝14歩)	1斗1升7合	市左衛門	26	26、28二筆ノ 但し5歩不足
305	ほん田（本田）	印田	16歩半	4升4合	善藏	27	

256	本田	印田	27歩 (1畝14歩)	1斗1升7合	市左衛門	28	26、28二筆ノ 但し5歩不足
295	成ル家上	印田	1反1畝20歩	9斗3升3合	善藏	29	
310	家ノ上	印田	20歩	5升4合	重兵衛	29	
311	家ノ上	印田	1畝18歩	1斗2升8合	重兵衛	29	
312	かんだい(神代)	印田	5歩	1升3合3勺	重兵衛	30	
282	うるしノ木	印田	1畝3歩	8升8合	市左衛門預り	32	
259	明見(妙見)	印田	2畝10歩	1斗8升7合	市左衛門	33	
313	明見(妙見)	印田	1畝17歩	1斗2升5合	清兵衛	33	
306	明見(妙見)	印田	1畝13歩半	1斗1升5合	善藏	34	
257	明見	印田	6畝10歩	5斗7合	市左衛門	35	
260	明見(妙見)	印田	2畝10歩	1斗8升7合	市左衛門	36	
283	成坂	印田	17歩	4升5合	市左衛門預り	38	
314	成ル坂	印田	27歩	7升2合	次兵衛	39	
296	鶯谷	印田	2畝27歩	2斗3升2合	善藏	40	
298	鶯谷	印田	18歩	4升8合	善藏	41	
315	鶯谷	印田	2畝21歩	2斗1升6合	次兵衛	41	
264	笹原	印田	3畝20歩半	3斗5合	市左衛門	42	4歩不足
262	笹原	印田	2畝	1斗6升	市左衛門	43	
261	笹原	印田	22歩	5斗9合	市左衛門	44	
271	笹原	印田	1畝20歩	1斗3升3合	平助	45	
307	笹原	印田	1畝20歩半	1斗3斗5合	善藏	45	
321	笹原	印田	1畝5歩	9升3合	国八	45	
251	土橋	印田	1畝18歩	1斗2升8合	市左衛門	46	半不足
267	むかい	印田	8歩	2斗1升3勺	市左衛門	48	
253	家廻り	印田	1畝4歩半	9升2合	市左衛門	49	
244	家廻り	印田	1畝20歩	1斗3升3合	庄右衛門	50	
276	家廻り	印田	10歩	2升7合	幸右衛門	50	
273	赤坂	印田	2畝半	1斗6升1合	幸右衛門	51	
277	赤坂	印田	2畝14歩半	2升7合	幸右衛門	51	
245	古屋敷	印田	1畝2歩	1斗2升5合	庄右衛門	52	
292	古屋敷	印田	1畝	8升	平左夫	52	
248	木地屋敷	印田	2畝28歩	2斗3升5合	庄右衛門	53	
279	木地屋敷	印田	3歩	8合	幸右衛門	53	
302	こがやの	印田	27歩	7升2合	善藏	54	
246	上段原	印田	8畝21歩	1斗9升6合	庄右衛門	55	
247	下段原	印田	1反6畝15歩	1石3斗2升	庄右衛門	56	
294	ちや谷(蛇谷)	印田	1畝11歩	1升9合	万右衛門	57	
274	上向	印田	5畝4歩半	4斗1斗2合	幸右衛門	58	
275	下向	印田	25歩	6升7合	幸右衛門	59	
254	清水田	印田	5畝11歩	4斗2升9合	市左衛門	60	
255	清水田	印田	3畝12歩	2斗7升2合	市左衛門	60	
272	清水田	印田	1反	8斗	平兵衛	60	

115 三徳山三佛寺の開改帳（一）

269	清水田したノ段	印田	4畝15歩	3斗6升	平助	61	
270	清水田	印田	4畝24歩	3斗8升4合	平助	62	
287	ちや谷（蛇谷）	印田	3畝14歩	2斗7升7合	重左衛門	63	
288	うね田	印田	7歩半	2升	重左衛門	64	
289	うね田	印田	1畝1歩半		重左衛門	64	午ノ流荒物成ニ引
250	榎木坂（栃木坂）	印田	2畝13歩半	1斗9升6合	市左衛門	66	
252	尾谷	印田	1畝23歩 (5畝28歩)	4斗7升4合	市左衛門	67	67、69二筆ノ 5畝28歩内1畝23歩
291	はしづめ（橋詰）	印田	9歩	2升4合	磯右衛門	68	
293	はしづめ（橋詰）	印田	4歩	1合7勺	利兵衛	68	午ノ流荒物成ニ引
252	尾谷	印田	4畝5歩 (5畝28歩)	4斗7升4合	市左衛門	69	67、69二筆ノ 5畝28歩内4畝5歩
278	下段原	印田	19歩	5升1合	幸右衛門	70	
280	下段原永川	印田	9歩半	2升5合4勺	幸右衛門	70	
268	七筆メ	印田	8畝6歩半	6斗5升6合	庄左衛門		午ノ流荒物成ニ引
285	つちばし（土橋）	印田	4歩	1升	市左衛門預り		1畝10歩半不足
290	赤坂	印田	1畝12歩	2斗2升3合	重左衛門		
322	屋敷	印田	1歩半	4合	忠左衛門		3畝12歩半不足
合計			2町1反4畝28歩				

(7号分)

通し番号	所在地	品位	田積	石高	名請人名	付箋番号	備考
328	まんば(馬場)	印田	2畝15歩	2斗	文五郎	1	
329	まんば(馬場)	印田	3畝23歩	3斗1升	五次兵衛	1	
330	まんば(馬場)	印田	1畝2歩	8升6合	斧右衛門	1	
263	まんば(馬場)	印田	1畝18歩	1斗2升8合	市左衛門	2	
300	合谷屋敷ノ内	印田	7畝13歩	5斗9升5合	善藏	3	
331	三徳谷	印田	1畝28歩 (5畝12歩)	4斗3升2合	中ノ寺	3	5畝12歩内1畝28歩
299	合谷家ノ上	印田	3畝14歩	2斗7升7合	善藏	4	
327	郡坂屋敷	印田	14歩	3升8合	彦兵衛	5	
326	古屋敷	印田	1畝8歩	1斗2合	久次郎	6	
265	合谷古屋敷	印田	1畝9歩	1斗4合	市左衛門	7	
325	古屋敷	印田	28歩半	7升6合	久次郎	7	
266	川向	印田	2畝8歩	1斗8升1合	市左衛門	8	
301	川向	印田	2畝10歩	1斗8升7合	善藏	8	
304	合谷川向	印田	3畝12歩	3斗4合	善藏	8	
249	をち	印田	2畝18歩	2升8合	市左衛門	9	
240	家まへ(家前)	印田	1畝	8升	甚右衛門	11	
241	家まへ(家前)	印田	4畝29歩半	3斗9升9合	甚右衛門	11	
281	家まへ	印田	3畝	2斗5合4勺	市左衛門預り	11	
242	家上	印田	4畝7歩	3斗3升9合	甚右衛門	12	
243	くようの坂(九曜坂)	印田	3歩	8合	甚右衛門	13	
324	家廻り	印田	1畝	8升	惣兵衛	14	
323	ゑび谷(海老谷)	印田	28歩	7升5合	藤左衛門	15	
308	三徳谷	印田	3畝4歩	2斗5升	重兵衛	16	
331	三徳谷	印田	3畝14歩 (5畝12歩)	4斗3升2合	中ノ寺	16	5畝12歩内3畝14歩
309	三徳谷	印田	22歩	5升9合	重兵衛	17・18	
316	むまあらいふち(馬洗淵)	印田	2歩	5合	次兵衛	19	
303	中畑	印田	12歩		善藏	20	永川
297	うすぶち	印田	20歩	5升3合	善藏	21	
318	家まへ	印田	1畝9歩	1斗4合	伝三郎	22	
284	土谷	印田	11歩半	3升1合	市左衛門預り	23	
286	土谷	印田	14歩	3升7合	市左衛門預り	23	
319	土谷	印田	14歩	3升8合	平左衛門	23	
258	土谷口	印田	14歩	3升7合	市左衛門	24	
*317	いゑノ下	印田	3歩半	9合3勺	次兵衛	25	1歩半不足
*320	家ノ下	印田	1歩半	4合	金石衛門	25	
256	本田	印田	17歩 (1畝14歩)	1斗1升7合	市左衛門	26	26、28二筆ノ 但し5歩不足

〔表21〕 三佛寺文書 第2函6・7号 新開改帳田地比較一覧表

（6号分）

通し番号	所在地	品位	田積	名請人名	帳面別番号	備考
170	まんば（馬場）	印田	7畝10歩	五次郎兵衛	1	
171	まんば（馬場）	印田	1畝18歩	七右衛門後家	2	
172	やしきノ内（屋敷の内）	印田	9畝11歩	長右衛門	3	
173	いゑの上（家の上）	印田	3畝14歩	長右衛門	4	
174	郡さか（郡坂）	印田	14歩	七右衛門後家	5	
175	ふるやしき（古屋敷）	印田	1畝8歩	七右衛門後家	6	
176	ふるやしき（古屋敷）	印田	2畝7歩半	長右衛門	7	
177	川むかい	印田	8畝	長右衛門	8	
178	をち	印田	2畝18歩	長右衛門	9	
179	をち	印田	1畝10歩	七右衛門後家	10	
180	いゑのまへ（家の前）	印田	8畝29歩半	六左衛門	11	
181	いゑの上（家の上）	印田	4畝7歩	六左衛門	12	
182	九よう坂（九曜坂）	印田	3歩	六左衛門	13	
183	いゑまはり（家廻り）	印田	1畝	七兵衛	14	
184	えび谷（海老谷）	印田	28歩	善四郎	15	
185	三徳谷	印田	6畝18歩	勘兵衛	16	
186	三徳谷	印田	14歩	喜兵衛	17	
187	三徳谷	印田	8歩	又兵衛	18	
188	むまあらいふち（馬洗淵）	印田	2歩	吉兵衛	19	
189	中はた（中畑）	印田	12歩	喜兵衛	20	
190	うすふち	印田	20歩	二郎兵衛	21	
191	いゑノまへ（家の前）	印田	1畝9歩	喜兵衛	22	
192	つち谷（土谷）	印田	1畝9歩半	六兵衛	23	
193	つち谷（土谷）	印田	14歩	理兵衛	24	
194	いゑノ下（家の下）	印田	6歩半	喜兵衛	25	
195	ほんた（本田）	印田	17歩	勘兵衛	26	

(7号分)

305	ほん田(本田)	印田	16歩半	4升4合	善藏	27	
256	本田	印田	27歩 (1畝14歩)	1斗1升7合	市左衛門	28	26、28二筆× 但し5歩不足
295	成ル家上	印田	1反1畝20歩	9斗3升3合	善藏	29	
310	家ノ上	印田	20歩	5升4合	重兵衛	29	
311	家ノ上	印田	1畝18歩	1斗2升8合	重兵衛	29	
312	かんだい(神代)	印田	5歩	1升3合3勺	重兵衛	30	
*322	屋敷	印田	1歩半	4合	忠左衛門		3畝12歩半不足
282	うるしノ木	印田	1畝3歩	8升8合	市左衛門預り	32	
259	明見(妙見)	印田	2畝10歩	1斗8升7合	市左衛門	33	
313	明見(妙見)	印田	1畝17歩	1斗2升5合	清兵衛	33	
306	明見(妙見)	印田	1畝13歩	1斗1升5合	善藏	34	
257	明見	印田	6畝10歩	5斗7合	市左衛門	35	
260	明見(妙見)	印田	2畝10歩	1斗8升7合	市左衛門	36	
283	成坂	印田	17歩	4升5合	市左衛門預り	38	
314	成ル坂	印田	27歩	7升2合	次兵衛	39	
296	鶯谷	印田	2畝27歩	2斗3升2合	善藏	40	
298	鶯谷	印田	18歩	4升8合	善藏	41	
315	鶯谷	印田	2畝21歩	2斗1升6合	次兵衛	41	
*264	笹原	印田	3畝20歩半	3斗5合	市左衛門	42	4歩不足
262	笹原	印田	2畝	1斗6升	市左衛門	43	
261	笹原	印田	22歩	5斗9合	市左衛門	44	
271	笹原	印田	1畝20歩	1斗3升3合	平助	45	
307	笹原	印田	1畝20歩半	1斗3斗5合	善藏	45	
321	笹原	印田	1畝5歩	9升3合	国八	45	
*251	土橋	印田	1畝18歩	1斗2升8合	市左衛門	46	半不足
*285	つちばし(土橋)	印田	4歩	1升	市左衛門預り		1畝10歩半不足
267	むかい	印田	8歩	2斗1升3勺	市左衛門	48	
253	家廻り	印田	1畝4歩半	9升2合	市左衛門	49	
244	家廻り	印田	1畝20歩	1斗3升3合	庄右衛門	50	
276	家廻り	印田	10歩	2升7合	幸右衛門	50	
273	赤坂	印田	2畝半	1斗6升1合	幸右衛門	51	
277	赤坂	印田	2畝14歩半	2升7合	幸右衛門	51	
245	古屋敷	印田	2畝2歩	1斗2升5合	庄右衛門	52	
292	古屋敷	印田	1畝	8升	平左夫	52	
248	木地屋敷	印田	2畝28歩	2斗3升5合	庄右衛門	53	
279	木地屋敷	印田	3歩	8合	幸右衛門	53	
302	こがやの	印田	27歩	7升2合	善藏	54	
246	上段原	印田	8畝21歩	1斗9升6合	庄右衛門	55	
247	下段原	印田	1反6畝15歩	1石3斗2升	庄右衛門	56	
294	ちや谷(蛇谷)	印田	1畝11歩	1升9合	万右衛門	57	

196	ほんた（本田）	印田	16歩半	左ニ兵衛	27	
197	ほんた（本田）	印田	1畝2歩	勘兵衛	28	
198	いゑノそち	印田	1反3畝28歩	左ニ兵衛	29	
199	かんだひ（神代）	印田	5歩	左ニ兵衛	30	
200	木地やしき（木地屋敷）	印田	3畝14歩	又兵衛	31	
201	うるし木の	印田	1畝3歩	又兵衛	32	
202	妙見	印田	3畝27歩	市介	33	
203	妙見	印田	1畝13歩	左ニ兵衛	34	
204	妙見	印田	6畝10歩	勘兵衛	35	
205	妙見	印田	2畝10歩	次郎兵衛	36	
206	ふるいわ	印田	1畝22歩半	次郎兵衛	37	
207	なる坂（成ル坂）	印田	17歩	次郎兵衛	38	
208	なる坂（成ル坂）	印田	27歩	吉兵衛	39	
209	うぐいす谷（鶯谷）	印田	2畝27歩	喜兵衛	40	
210	うぐいす谷（鶯谷）	印田	3畝9歩	吉兵衛	41	
211	篠原	印田	3畝24歩半	喜兵衛	42	
212	篠原	印田	2畝	次郎兵衛	43	
213	篠原	印田	22歩	次郎兵衛	44	
214	篠原	印田	4畝15歩半	左ニ兵衛	45	
215	つちはし（土橋）	印田	1畝18歩半	加兵衛	46	
216	つちはし（土橋）	印田	1畝14歩半	判六	47	
217	むかい	印田	8歩	判六	48	
218	いゑのまはり（家の廻り）	印田	1畝4歩半	判六	49	
219	いゑのまはり（家の廻り）	印田	2畝	作兵衛	50	
220	あか坂（赤坂）	印田	4畝15歩	作兵衛	51	
221	ふるやしき（古屋敷）	印田	3畝2歩	作兵衛	52	
222	木地やしき（木地屋敷）	印田	3畝1歩	作兵衛	53	
223	こかやの	印田	27歩	作兵衛	54	
224	上段原	印田	8畝21歩	作兵衛	55	
225	下段原	印田	1反6畝15歩	作兵衛	56	
226	蛇谷	印田	1畝11歩	作兵衛	57	

(7号分)

274	上向	印田	5畝4歩半	4斗1斗2合	幸右衛門	58	
275	下向	印田	25歩	6升7合	幸右衛門	59	
254	清水田	印田	5畝11歩	4斗2升9合	市左衛門	60	
255	清水田	印田	3畝12歩	2斗7升2合	市左衛門	60	
272	清水田	印田	1反	8斗	平兵衛	60	
269	清水田したノ段	印田	4畝15歩	3斗6升	平助	61	
270	清水田	印田	4畝24歩	3斗8升4合	平助	62	
287	ちや谷(蛇谷)	印田	3畝14歩	2斗7升7合	重左衛門	63	
288	うね田	印田	7歩半	2升	重左衛門	64	
289	うね田	印田	1畝1歩半		重左衛門	64	午ノ流荒物成二引
290	赤坂	印田	1畝12歩	2斗2升3合	重左衛門		
250	榎木板(栃木板)	印田	2畝13歩半	1斗9升6合	市左衛門	66	
252	尾谷	印田	1畝23歩 (5畝28歩)	4斗7升4合	市左衛門	67	67、69二筆ノ 5畝28歩内1畝23歩
291	はしづめ(橋詰)	印田	9歩	2升4合	磯右衛門	68	
293	はしづめ(橋詰)	印田	4歩	1合7勺	利兵衛	68	午ノ流荒物成二引
252	尾谷	印田	4畝5歩 (5畝28歩)	4斗7升4合	市左衛門	69	67、69二筆ノ 5畝28歩内4畝5歩
278	下段原	印田	19歩	5升1合	幸右衛門	70	
280	下段原水川	印田	9歩半	2升5合4勺	幸右衛門	70	
合計			2町6畝21歩半				

(I)

268	七筆ノ	印田	8畝6歩半	6斗5升6合	庄左衛門		永川 午ノ流荒物成二引
-----	-----	----	-------	--------	------	--	----------------

(II)

*317	い糸ノ下	印田	3歩半	9合3勺	次兵衛	25	1歩半不足
*320	家ノ下	印田	1歩半	4合	金右衛門	25	
*322	屋敷	印田	1歩半	4合	忠左衛門		3畝12歩半不足
*264	笹原	印田	3畝20歩半	3斗5合	市左衛門	42	4歩不足
*251	土橋	印田	1畝18歩	1斗2升8合	市左衛門	46	半不足
*285	つちばし(土橋)	印田	4歩	1升	市左衛門預り		1畝10歩半不足
合計			5畝19歩	4斗6升3勺			4畝29歩

(III)

179	をち	印田	1畝10歩		七右衛門後家	10	
206	ふるいわ	印田	1畝22歩半		次郎兵衛	37	
合計			3畝2歩半				

(IV)

256	本田	印田	17歩 (1畝14歩)	1斗1升7合	市左衛門	26	26、28二筆ノ 但し5歩不足
256	本田	印田	27歩 (1畝14歩)	1斗1升7合	市左衛門	28	26、28二筆ノ 但し5歩不足

8畝6歩半(I) = 4畝29歩(II) + 3畝2歩半(III) + 5歩(IV)

121 三徳山三佛寺の開改帳（一）

（6号分）

227	上むかい	印田	5畝4歩半	作兵衛	58	
228	下むかい	印田	25歩	作兵衛	59	
229	しみつ（清水）	印田	1反8畝23歩	判六	60	
230	しみつ（清水）	印田	4畝15歩	判六	61	
231	しみつ（清水）	印田	4畝24歩	加兵衛	62	
232	しや谷（蛇谷）	印田	3畝14歩	左兵衛	63	
233	うね田	印田	1畝19歩	左兵衛	64	
234	あか坂（赤坂）	印田	1畝12歩	左兵衛	65	
235	とちの木坂（栃木坂）	印田	2畝13歩半	加兵衛	66	
236	尾谷	印田	1畝23歩	加兵衛	67	
237	はしつめ（橋詰）	印田	13歩	加兵衛	68	
238	尾谷	印田	4畝5歩	仁助	69	
239	下段原	印田	28歩半	仁助	70	
合計			2町1反4畝28歩			